

## 報告事項 2（府議会提出予定議案の報告）

### 令和 8 年 2 月 定例府議会提出予定の議案について

令和 8 年 2 月 定例府議会に提出予定の、予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案及び条例案について、次のとおり報告し、委員会に意見を求める。

令和 8 年 2 月 16 日

#### ○予算案

- 1 令和 8 年度大阪府一般会計予算の件（教育委員会関係分）
- 2 令和 7 年度大阪府一般会計補正予算（第 7 号）の件（教育委員会関係分）
- 3 令和 7 年度大阪府一般会計補正予算（第 8 号）の件（教育委員会関係分）

#### ○事件議決案

- 1 大阪府立高等学校における食堂の使用及び自動販売機の設置に係る光熱水費に相当する負担金に関する債権放棄の件
- 2 指定管理者の指定の件（教育委員会所管施設）

#### ○条例案

- 1 大阪府高等学校等教育改革促進基金条例制定の件
- 2 大阪府附属機関条例等一部改正の件
- 3 大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等一部改正の件
- 4 大阪府立学校条例及び大阪府教育センター条例一部改正の件
- 5 府費負担教職員定数条例一部改正の件

#### <参考>

##### ○今後の予定

- |         |   |
|---------|---|
| 2月18日以降 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく知事からの意見聴取 |
| 2月20日   | 意見聴取に対する回答期限                            |
| 2月24日   | 2月定例府議会本会議開会                            |

##### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

令和8年度 教育庁予算（案）の主な事業

一般会計	令和8年度当初予算額 (財務部長内示額)	6,792億9,814万4千円
	令和7年度当初予算額	6,090億7,225万6千円
	前年比 R8当初/R7当初	111.5%

第2次教育振興 基本計画項目	主な事業	予算額(千円)	備考	
【基本方針1】 確かな学力の定着と 学びの深化	① 小学生新学力テスト事業費	313,606		
	② 中学生学びチャレンジ事業費	382,822		
	③ 市町村立学校スマートスクール推進事業費	6,934		
	④ 府立学校スマートスクール推進事業費	拡充	4,072,349	2-12ページ 主要事業9
	⑤ GiGAスクール構想加速化基金事業費		3,955,348	
	⑥ おおさかグローバル人材育成事業費(教育振興事業) (生成AI活用事業など)	拡充	370,900	
	⑦ 英語教育推進事業費 (姉妹校交流支援、高校生大使派遣プロジェクトなど)	拡充	741,076	2-7ページ 主要事業4
	⑧ グローバルリーダーズハイスクール支援事業費		26,244	
	⑨ 府立高等学校再編整備事業費 (商業系・農業高校、学びの多様化学校など)	拡充	1,333,712	2-5ページ 主要事業2 2-10ページ 主要事業7
	⑩ 工業系高等学校新校整備事業費		2,241,204	
	⑪ 知的障がいのある生徒の教育環境整備事業費		50,659	
	⑫ 障がいのある生徒の高校生活支援事業費		140,469	
	⑬ 日本語指導推進事業費(小中学校)	拡充	81,142	
	⑭ 日本語教育学校支援事業費 (日本語指導拠点校整備など)	拡充	130,291	2-6ページ 主要事業3
	⑮ 府立図書館運営費		811,598	
	⑯ 府立学校入学者選抜等デジタル化推進事業費	拡充	106,288	
	⑰ 不登校等対策支援事業費	拡充	254,705	2-10ページ 主要事業7
【基本方針2】 豊かな心と 健やかな体の育成	① いじめ・虐待等対応支援体制構築事業費	15,171		
	② 課題を抱える生徒フォローアップ事業費	拡充	69,003	2-10ページ 主要事業7
	③ ヤングケアラー支援体制強化事業費		74,788	
	④ スクールカウンセラー配置事業費	拡充	1,069,106	2-10ページ 主要事業7
	⑤ スクールソーシャルワーカー配置事業費		76,243	2-10ページ 主要事業7
	⑥ 教育総合相談事業費		32,318	
	⑦ SNS活用相談体制整備事業費		30,772	
	⑧ 文化財保護管理費	拡充	173,710	
	⑨ 学校給食実施費	拡充	25,012,563	
	⑩ 地域クラブ活動体制整備等事業費	拡充	349,024	
【基本方針3】 将来をみすえた自主性 ・自立性の育成	① 教育庁ハートフルオフィス推進事業費	63,656		
	② 部活動指導員等配置事業費	拡充	164,495	
【基本方針4】 多様な主体との協働	① 教育コミュニティづくり推進事業費	58,084		
	② 広報強化推進事業費	拡充	446,209	2-4ページ 主要事業1
	③ 府立学校産学官共創教育モデル事業費	新規	198,000	2-9ページ 主要事業6
	※【基本方針2】の②～⑤の事業も【基本方針4】に該当(再掲)		1,289,140	

第2次教育振興 基本計画項目	主な事業		予算額(千円)	備考
【基本方針5】 力と熱意を備えた教員 と学校組織づくり	① 教員確保事業費	新規	22,449	
	② 教職員資質向上方策推進事業費		60,150	
	③ 学校経営推進事業費	拡充	63,386	2-8ページ 主要事業5
	④ 校長マネジメント推進事業費		206,534	
	⑤ 府立学校教育ICT化推進事業費		1,379,062	
	⑥ 府立学校働き方改革推進事業費		17,888	
	⑦ 災害時学校支援体制構築事業費	新規	1,237	
	※【基本方針2】の⑩、【基本方針3】の②の事業も【基本方針5】に該当(再掲)			513,519
【基本方針6】 学びを支える環境整備	① 就学支援金関連事業費	拡充	69,186,505	2-14ページ 主要事業11
	② 知的障がい支援学校新校整備事業費		3,528,158	
	③ 市町村医療的ケア実施体制サポート事業費		63,034	
	④ 医療的ケア通学支援事業費		971,649	
	⑤ 府立学校老朽化対策費 (内装リニューアル、旭・東住吉改築基本構想策定など)	拡充	3,160,710	2-11ページ 主要事業8
	⑥ 府立学校施設・設備改修費		700,329	
	⑦ 府立学校施設設備緊急改修事業費		1,142,993	
	⑧ 府立学校施設長寿命化整備事業費		8,651,133	
	⑨ 高等学校教育環境改善事業費		967,127	
	⑩ スクールサポートスタッフ配置事業費		149,853	
	⑪ 大阪府育英会助成費		573,407	
	⑫ 学習環境改善事業費(府立学校トイレ改修)		1,668,374	2-11ページ 主要事業8
	⑬ 大阪教育ゆめ基金積立金		113,880	
	⑭ AI電話対応システム事業費	新規	10,463	2-13ページ 主要事業10
【基本方針7】 私立学校の振興	① 私立高等学校等振興助成費	拡充	42,057,232	2-15ページ 主要事業12
	② 私立高等学校等生徒授業料支援補助金	拡充	13,791,579	2-14ページ 主要事業11
	③ 私立幼稚園振興助成費		4,958,117	
	④ 施設型給付費等負担金		16,385,973	
	⑤ 子育て支援施設等利用給付費負担金		1,383,123	
	⑥ 私立専門学校授業料等減免事業費		7,837,325	

## 府立高等学校における広報強化推進事業費《拡充》

### 【事業目的】

府立高校改革アクションプランの柱の一つである「広報改革」として、府立高校のプロモーション力の強化や魅力発信の支援を行い、中学生等が自分に合った学校選びを行える環境を整備する。

**【当初予算額】 446,209 千円（前年度 13,160 千円）**  
**（債務負担行為（令和8年度～令和9年度）265,870 千円）**



### 【事業内容】

#### ● 域内横断型プロモーション活動支援（269,170 千円）《新規》

府教育庁が学校に対して、下記支援を行い、府立高校各校のプロモーション力強化を実現する。

##### 〈支援1〉 プロモーションアドバイザー業務

府立高校が行うプロモーション活動全般に対するコンサルティングとして、管理職や広報担当教員に対するスーパーバイズ、新たな広報手法の導入支援、教員研修の企画・運営などを実施する。

##### 〈支援2〉 プロモーション支援業務

学校ホームページやリーフレットなどの各種広報資料の原案作成、府立高校間での好事例共有などを行うためのポータルサイトの管理・運営などを実施する。

#### ● 府立高校広報活動費（153,000 千円）《新規》

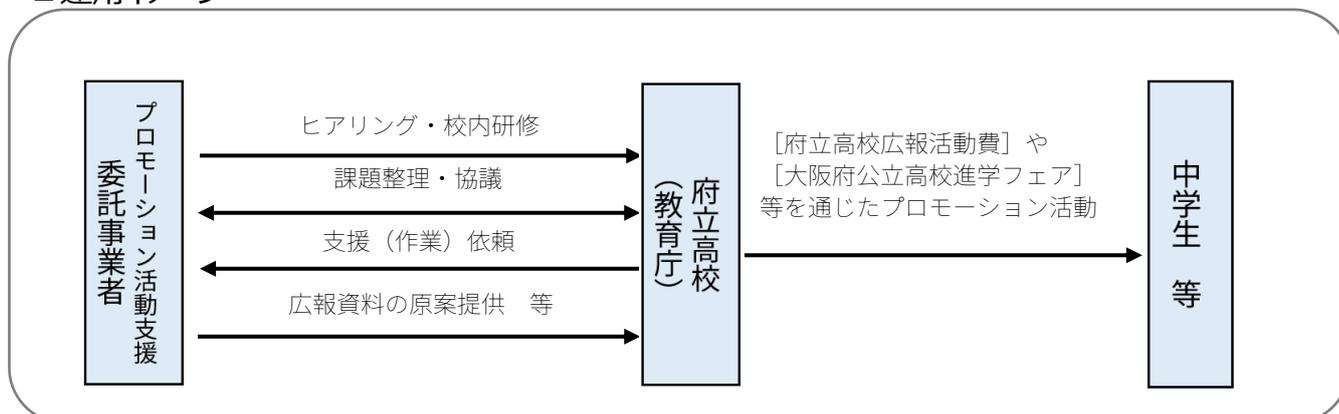
学校毎の広報活動に必要な予算を措置し、各校のおかれる状況や地域性などを加味した戦略的な広報活動を実現する。



#### ● 大阪府公立高校進学フェア（24,039 千円）《拡充》

SNS 等を積極的に活用したプロモーションの実施や特設ブースなどの新たなコンテンツを導入し、魅力あるフェアの内容に発展させ、より多くの中学生等が参加することをめざす。

### ■ 運用イメージ



## 府立高等学校再編整備事業費（商業系高校・農業高校）《新規》

### 【事業目的】

グローバル化やデジタル技術の進展など、急速に変化する時代に対応できる人材の育成にむけた、今後の商業教育・農業教育のあり方について検討し、教育活動の充実を図る。

【当初予算額】 32,932 千円

### 【事業内容】

#### （１）商業系高校の教育内容の充実 30,932 千円

今後の商業教育のあり方について、大阪府学校教育審議会における審議をもとに、大阪から世界に向けて新たなビジネスを創造する意欲を育み、次世代の大阪の経済・産業の創り手・担い手の育成に向けたカリキュラム改編や、教育環境の充実にむけた検討を進める。

（参考）大阪府学校教育審議会における審議事項

- ・大阪の発展を担う人材育成に向けた商業系高校の役割について
- ・これからの時代に応じた商業教育を実現する教育内容や教育環境のあり方について



#### （２）農業高校未来社会対応化事業 2,000 千円

##### ①今後の農業教育のあり方検討に関する有識者会議の設置

次世代の農業を支える人材育成にむけたカリキュラム改編にむけて、学識経験者や企業等の多様な視点からの意見を聴取する。

##### ②生徒主体の農産物ブランディング活動の充実

自校の生産物等の付加価値を高める手法を習得することを目的に、企業等から商品企画等の専門人材を招聘し、生徒が農産物や加工食品に関するマーケティング調査や商品企画等の手法を学ぶ機会を創出する。



## 日本語教育学校支援事業費 《拡充》

### 【事業目的】

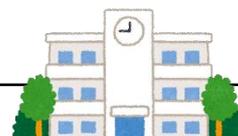
大阪・関西万博後の大阪府の成長戦略（Beyond EXPO 2025）による外国人材受入れの加速化、共生の推進に伴い、府立高校において、外国につながる日本語指導が必要な生徒のさらなる増加が見込まれることから、日本語指導を行う拠点校の設置や生徒の学習、学校生活をサポートする人材を学校へ派遣する等により、各国から府立高校に集まる高校生の協働的な学びの充実を図る。

（参考）府立高校の日本語指導が必要な生徒数の推移（人）

R3	R4	R5	R6	R7
405	405	505	608	768

【当初予算額】 130,291 千円（前年度 17,067 千円）

### 【事業内容】



#### ●日本語指導拠点校整備事業《新規》

「日本語指導が必要な生徒選抜実施校」8校のうち、府立大阪わかば高校を令和10年度から日本語指導の拠点校とし、必要な学びを提供できる環境を整備。

令和8年度は同校の施設設備の改修等を実施。

- ・拠点校には支援員を配置し、他校からの相談対応や支援情報の提供、教員研修等により、日本語指導が必要な生徒が在籍する他の府立高校を支援
- ・他校に在籍する生徒を含め、生徒の日本語能力試験資格取得等を支援

#### ●教育サポーター派遣事業《拡充》

生徒の母語や母文化を理解する支援人材を「教育サポーター」として学校へ派遣。

「教育サポーター」は、

- ・教科学習の補助
- ・保護者懇談時の通訳
- ・母語での相談対応や助言、母文化の指導補助など、学校生活を幅広くサポート



これらの取組みにより、各国から府立高校に集まる高校生が、言語の壁を乗り越え、自らの希望する学びと進路の実現をめざす。

## 英語教育推進事業費（姉妹校交流支援事業・高校生大使派遣プロジェクト・教員の英語力向上事業）《拡充》

### 【事業目的】

2025年の大阪・関西万博を契機とし、より一層グローバル化が見込まれる中、臆さず、積極的に英語でコミュニケーションを図ろうとするマインドを備え、国内外で活躍する人材を育成する。また、本取組みを万博のレガシーとして、大阪の高校生の英語力向上の取組みのさらなる推進につなげていく。

【当初予算額】 501,430千円（前年度265,838千円）

### 【事業内容】

#### ＜事業1＞ 姉妹校交流支援事業《継続》（367,166千円）

令和7年度から9年度にかけて、全府立高校等が海外の学校と姉妹校提携を締結するとともに、生徒が姉妹校を訪問し、海外の高校生と英語でのコミュニケーションをとる交流を実施することで、生徒の英語学習の意欲や英語力の向上を図る。

また、生徒が姉妹校との交流において自信を持って英語でコミュニケーションを図ることができるよう、授業内外において、AIを搭載した英語学習ツール「BASE in OSAKA」を活用し、英語を話す練習を行うことで、姉妹校との交流に必要な英語を話す力の基礎を身に付ける。

#### ＜事業2＞ 高校生大使派遣プロジェクト《新規》（105,844千円）

府立高校生が、万博を契機に大阪府とつながりを持ち、次世代産業等に関する先進的な取組みを行っている国等を「高校生大使」として訪問し、その国の取組みを学ぶとともに、学んだことを帰国後他の府立高校生に普及するなどの取組みを行うことにより、国際的視野を持ち、今後の大阪の発展の中心として活躍する人材を育成する。

#### ＜事業3＞ 教員の英語力向上事業《新規》（28,420千円）

府立高校の英語教員を対象に、国内外における研修プログラムを実施し、指導力及び英語力の向上を図ることで、高度な英語力と高い指導力を兼ね備え、府立高校の英語教育を牽引する教員を育成する。



## 学校経営推進事業費（学校魅力化推進費）《新規》

### 【事業目的】

将来の大阪を担う子どもたちの「良さ」や「可能性」を最大限に発揮・伸長できる教育環境の実現のために、自校の強みや魅力を大幅に向上させ、大阪・関西万博後の大阪府の成長戦略（Beyond EXPO 2025）の方向性に合致し、高い効果の見込まれる事業（魅力化プロジェクト）を提案する府立高校へ新たな支援を行う。

【当初予算額】 37,791 千円（事業運営費等）

（債務負担行為（令和 8 年度～令和 9 年度）234,040 千円）

※令和 9 年度事業（魅力化プロジェクト）採択数：10 校程度を予定

### 【事業内容】

○令和 8 年度に「魅力化プロジェクト」の募集・審査を行い、高い効果の見込まれる事業を提案する学校に対し、1 校あたり 2,000 万円を上限に令和 9 年度予算を措置する。

また、事業の効果を十分に発揮・持続できるよう、全国の自治体先進事例に携わるアドバイザーを配置し、伴走支援を実施する。

#### ＜学校取り組み例①＞ 次世代モビリティ産業を支える人材育成

モビリティ工学、都市計画、商業、経済、情報技術などの多様なカリキュラムを展開し、これまで培ってきた工業分野と商業分野の両方の強みを生かして、モビリティ産業の就職に強い学校づくりをめざす。



#### ＜学校取り組み例②＞ 地域の災害対応力強化に資する防災教育の展開

防災 VR 体験ができる環境を整え、「自助」「共助」「公助」の重要性を学び、防災意識を高め、地域防災の担い手を育成する。また、気象庁、企業、NPO、自治体等と連携した AI×ドローン×IoT による次世代避難所運営を企画し、地域の災害対応力を強化。



※令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 か年で府立高校 50 校程度への支援を予定

## 府立学校産学官共創教育モデル事業費《新規》

### 【事業目的】

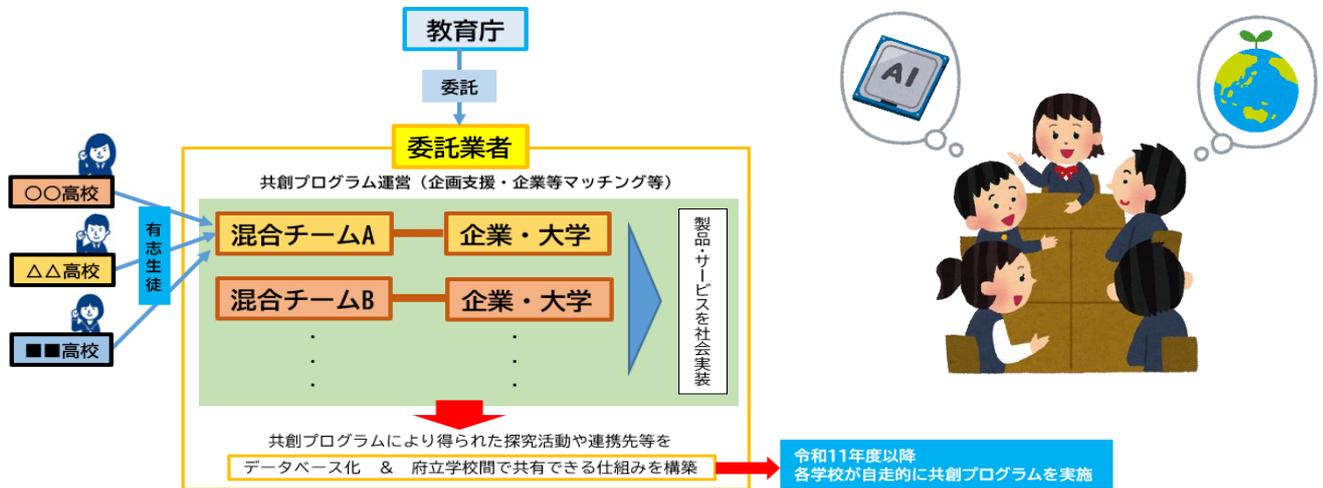
大阪・関西万博における催事の企画運営等の実施を通じて得られた、学校の枠を超えた協働によって新たな価値を創り出すことの意義や、最先端技術に触れた経験を未来につなげるとともに、企業や大学等との連携のもと高校生が生成 AI や仮想空間（メタバース空間）などの先端技術を用いて取り組む生徒主体の探究的教育活動を推進する。

### 【当初予算額】

198,000 千円（債務負担行為（令和 8 年度～令和 10 年度） 396,000 千円）

### 【事業内容】

- 大阪・関西万博での活動における教育的成果を継承・発展させ、府立学校の生徒が学校の枠を超えてチームを組み、地域・企業・大学とともに「自分たちの考える理想の未来」の実現にむけた商品やサービスの開発・製作等に取り組む「共創プログラム」を実施する。
- 本事業の成果等をデータベース化し、事業終了後に各学校における探究活動等で活用できる仕組みを構築する。



令和 8 年度 (1 年め)	令和 9 年度 (2 年め)	令和 10 年度 (3 年め：最終)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・探究テーマ創出ワークショップ</li> <li>・プロジェクトチーム編成</li> <li>・テーマ別連携機関決定</li> <li>・商品やサービス企画案の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先端技術等活用による企画案の具体化・試作</li> <li>・意見交流を通じた試作品・企画のブラッシュアップ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発品・サービスの社会での活用を意識した検証</li> <li>・事業終了後に活用できる本事業の成果等をまとめたデータベース等のシステムを構築</li> </ul>
各年度において成果報告会等の意見交流イベントを開催		

## 大阪府不登校支援パッケージ 2026 ～不登校児童・生徒への包括的な支援の充実～《拡充》

不登校の児童・生徒に対する支援については、学齢や状態によって様々。このため、府教育庁として、支援をパッケージ化して取り組む。

### 【事業目的】

不登校となる時期が低年齢化していることから、小学校段階からの継続した、包括的な取組みを行う。様々な状態にある児童・生徒に対応するためにその状態に応じた支援方策を重層的に整える。

【当初予算額】 1,562,577 千円（前年度 947,921 千円）

### 【事業内容】

		誰もが安心して学べる魅力ある学校づくり		すべての子どもが学びへアクセスできる環境整備	
		児童・生徒の状態			
		○不登校未然防止 ○不登校傾向	○登校はできるが、 教室に入りづらい	○登校できないが、 外出はできる	○外出が難しい
小学校 中学校	①スクールカウンセラー 配置 R8:1,069,106千円 (R7:596,011千円) 政令市を除く全小中学校 中学校の配置回数 R7:年35回⇒R8:年35回 小学校の配置回数 R7:年12回⇒R8:年35回 <b>拡充</b>	③校内教育支援ルーム への支援人材配置 補助 R8:199,770千円 (R7:199,669千円) R7:251校⇒R8:264校 <b>拡充</b>	⑤府不登校 支援センター (通所支援) (府教育C内) R8:34,860千円 (R7:19,388千円) ※上記予算額は、オンラ イン支援・メタバス 支援含む。 内容:通所支援等に対 応するためのカウ ンセラー、支援員 などを配置 <b>拡充</b>	⑤府不登校 支援センター (オンライン支援)  ⑤府不登校 支援センター (メタバス支援) R8:20,075千円 ※メタバス空間の導入 経費のみ <b>新規</b>	
	②スクールソーシャル ワーカー配置補助 R8:76,243千円 (R7:75,233千円)	●スクールソーシャル ワーカー配置	●校内教育支援 ルームへの支援人材 配置	●市町村教育支援 センター (通所支援)	●アウトリーチ支援
高校	①スクールカウンセラー 重点配置 R8:26,021千円 (R7:25,858千円)	④居場所づくり R8:14,611千円 (R7:14,611千円) R7:21校⇒R8:21校 ※国庫事業6校をR8～府単 独事業として実施	⑥学びの多様化学校 大阪府教育センター内 に大阪府教育センター 附属高等学校窓明分 校(仮称)を設置 R8:93,662千円 <b>新規</b>	⑥府不登校 支援センター (オンライン支援)	
	②スクールソーシャル ワーカー配置 R8:28,229千円 (R7:17,151千円) 複数校配置型から拠点校 配置型に変更 <b>拡充</b>	⑥府不登校 支援センター (通所支援) (府教育C内)	○通信制高校		

新規不登校者の減少と不登校の児童・生徒の学びの継続をめざす

## 府立学校の学びを支える環境整備《拡充》

〔 府立学校老朽化対策費  
学習環境改善事業費 〕

### 【事業目的】

- (1) 老朽化した府立学校施設の改築・改修等を計画的に行い、良好な教育環境を提供する。
- (2) 府立学校のトイレの洋式化を進め、学習環境の改善を図る。

【当初予算額】 4,829,084 千円（前年度 1,498,728 千円）

### 【事業内容】

(1) 府立学校老朽化対策費 3,160,710 千円（前年度 1,151,892 千円）《一部新規》

- 寝屋川高校改築実施設計
- 旭・東住吉高校改築基本構想策定《新規》
- 普通教室等の内装リニューアル《新規》
- 府立学校特別教室等空調設備整備《新規》  
（PFI に向けた仕様書作成、美術教室・書道教室・食堂飲食スペース・厨房等未設置箇所への空調設備整備） など

(寝屋川高校新校舎イメージ)



(内装リニューアル実施教室)



(2) 学習環境改善事業費 1,668,374 千円（前年度 346,836 千円）

- 生徒の学習環境の改善のみならず、災害時の備えのためにも、令和 8 年度中にトイレの洋式化率 92%以上を達成する。



## 府立学校スマートスクール推進事業費《拡充》

(生徒 1 人 1 台端末整備事業費)

### 【事業目的】

1 人 1 台端末の活用促進及び好事例の創出を図りつつ、ICT を活用した情報活用能力の向上、主体的・対話的で深い学びの実現のために、児童生徒 1 人 1 台の端末を整備するとともに、取り巻く ICT 環境の整備と教員や児童生徒への支援の充実を図る。

【当初予算額】 2,664,381 千円 (前年度 2,108,598 千円)



### 【事業内容】

GIGA スクール構想第 1 期 (令和 3 年度) に整備した児童生徒 1 人 1 台端末等が更新時期を迎えることから、第 2 期においても保護者負担が生じないよう府が継続して整備を行う。

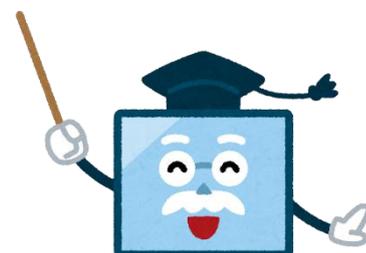
また、端末の故障時等に児童生徒の学びを止めない観点から、予備機の整備も一体的に進める。

○学習指導要領の確実な実施に向けた端末を用いた教育実践 (実践事例)

- ・オンラインによる話し合い活動の充実。理解度に応じて授業を調整。
- ・自宅等におけるデジタル課題の作成、発表活動の充実。
- ・動画教材を活用した反転学習。 など

○感染拡大や災害発生時等の影響による臨時休業等への対応 充実したオンラインを活用した学びの保障の提供

○府立学校の ICT を活用した学習環境の提供 児童生徒への学習支援方法の多様化 = 個に応じた指導の充実



(調達予定端末等台数)

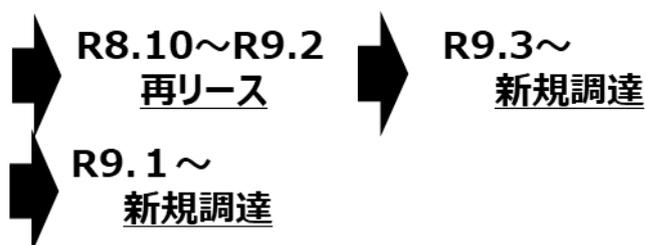
高校： (第 1 期) 117,269 台 ⇒ (第 2 期) 110,028 台

支援： (第 1 期) 10,583 台 ⇒ (第 2 期) 12,177 台



### 【スケジュール】

- ①府立高校(132校) 端末 (R3.10~R8.9)
- ②旧市立高校 端末・充電保管庫 (R4.3~R8.9)
- ③府立高校(132校) 充電保管庫 (R4.3~R8.9)



- ④R2調達支援学校及び富田林中学 (再リース) (R7.3~R9.1)
- ⑤R3調達支援学校及び富田林中学 (R4.1~R9.1)

## AI 電話対応システム事業費《新規》

### 【事業目的】

社会全体の ICT 化が進展する中、府民からの問合せに対し、AI 電話対応システムを導入し、府民の利便性の向上及び職員の事務作業の軽減を図り、業務のデジタル化のさらなる推進につなげていく。

【当初予算額】 10,463 千円

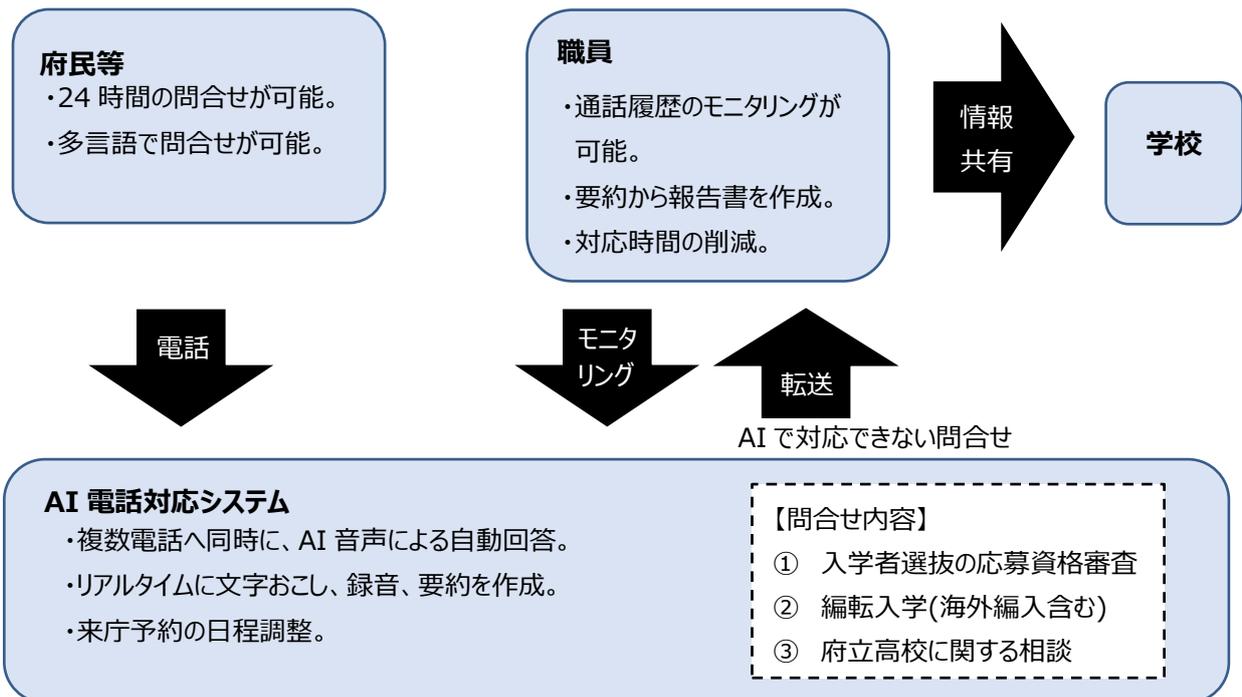
### 【事業内容】

AI 電話対応システムを導入することにより、府立高校に関する府民からの問合せ（※）に対し、24 時間体制で自動応答を行うとともに、多言語対応や来庁予約の日程調整を可能とし、府民等の利便性の向上を図る。

また、AI 電話対応システムがリアルタイムに文字おこしを行い、要約を作成することにより、報告書作成の業務負担の軽減につなげる。

※「入学者選抜の応募資格審査」、「編転入学」、「府立高校に関する相談」について、年間あたり、高等学校課全体で電話対応に約 1,700 時間、報告書作成に約 600 時間を要している。

### ■ AI 電話対応システムのイメージ



## 高等学校等授業料無償化

私立高等学校等生徒授業料支援補助金《拡充》  
 私立高等学校等就学支援事業費《拡充》  
 公立高校生就学支援金等事業費《拡充》

### 【事業目的】

大阪の全ての子どもたちを対象に、所得や世帯の子ども的人数に制限なく、自らの可能性を追求できる社会の実現と、子育て世帯の教育費負担を軽減し、子育てしやすいまち・大阪を実現するため、令和8年度は全学年で高等学校等の授業料完全無償化を実施。

### 【当初予算額】

**私立高校等 63,529,743千円（前年度50,211,497千円）**

（授業料減免補助金、事務費、及び母校応援ふるさと納税制度推進事業費を除き、就学支援金を含む）

**公立高校 11,608,294千円（前年度11,666,892千円）**

（事務費を除く）

### 【事業内容】

令和8年度から私立高校等の支給上限額が上げられる国の高等学校等就学支援金と併せて、府が実施する授業料無償化制度への参画を選択した就学支援推進校（注）に対して、府の授業料支援補助金を交付することにより、私立高校等の授業料を無償化する。

なお、公立高校については、国の高等学校等就学支援金等により授業料を無償化する。

（注）生徒の授業料負担の軽減を図るとともに、学校の特色づくり、魅力づくりに積極的に取り組む私立高校等。学校の申請に基づき指定。

#### ■ 就学支援推進校（私立高校等授業料無償化制度対象校）（令和8年1月20日時点）

- ・府内：127校（全日制93校、通信制12校、専修学校・各種学校22校）
- ・府外（近畿1府4県）：21校（全日制12校、通信制5校、専修学校・各種学校4校）

#### ■ 段階的実施のイメージ

年度	R6 <移行期間※>	R7 <移行期間※>	R8 <制度完成>
3年生	無償 [R4入学]	無償（現高3 [R5入学]）	無償（現高2 [R6入学]）
2年生	現行 [R5入学]	無償（現高2 [R6入学]）	無償（現高1 [R7入学]）
1年生	現行 [R6入学]	現行（現高1 [R7入学]）	無償（現中3 [R8入学]）

※R6～R7年度の移行期間は経過措置あり。

## 私立小学校・中学校・高等学校経常費補助金 〔私立高等学校等振興助成費《拡充》〕

### 【事業目的】

私立高等学校等の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び経営の健全化を図り、私立学校の健全な発展に資する。

**【当初予算額】 42,056,916 千円（前年度 39,273,989 千円）** ※部長後調整要求により変動あり  
(事務費を除く)  
**うち、小中学校分 9,384,512 千円（前年度 7,698,530 千円）**

### 【事業内容】

- ・私立高等学校・中学校・小学校に対し、私立学校振興助成法等に基づき、教育に必要な経常的経費のうち、人件費（役員等報酬は除く）・教育研究経費・管理経費・借入金等利息にかかる経費に対して補助金を交付する。
- ・令和8年度は、私立小中学校の助成について、財政再建プログラム(案)により実施していた、補助単価のカットを見直し、補助単価を引き上げる。

#### ■ 補助単価の引き上げのねらい

将来の大阪の成長発展には次代を担う子どもたちへの投資が不可欠であり、大阪の子どもたちが様々な教育を受ける環境を整え、多様なニーズに応えていくことが重要という観点から、特色ある教育を展開している私立小中学校を支援するため、補助単価を引き上げる。

#### (参考)

##### ① 補助単価の変遷

- ・H20年度に策定した財政再建プログラム(案)に基づき、小中学校の補助単価の一定割合のカットを令和7年度まで継続。

学種	H20年度～H25年度	H26年度	H27年度～R7年度	R8年度
小中学校	補助単価 ▲25%	補助単価 ▲15%		カットなし
高等学校	補助単価 ▲10%	補助単価 ▲2%	カットなし	

##### ② 補助単価※部長後調整要求により変動あり

学種	生徒一人あたり補助単価（前年度比）
高等学校	355,700 円（+5,400 円）
中学校	348,650 円（+60,075 円）
小学校	318,650 円（+54,215 円）

令和8年度 事業概要（教育庁）

（一般会計）

事業名	R8財務部長内示額 R8知事復活要求額 (R7当初予算額)	摘要
千円		
<b>&lt;①確かな学力の定着と学びの深化&gt;</b>		
小学生 新学力テスト事業費	313,606 — (315,981)	府内児童一人ひとりがすべての教育活動の基盤となる言語能力、読解力、目標に向かって頑張る力等、生涯にわたる学力を着実につけるため、公立小学校5・6年生を対象とした学力テスト・アンケートを実施する。
中学生 学び チャレンジ事業費	382,822 — (377,944)	生徒の学力状況を把握、分析・検証することにより、学習内容の着実な理解と教育活動（指導・評価）の改善・充実を図るとともに、府内における調査書の評定の公平性を担保することを目的として、公立中学生を対象とした学力テスト・アンケートを実施する。
スクール・エンパワーメント 推進事業費	409 — (409)	府内69小学校・49中学校を事業対象校（言語能力向上など府域共通の課題に取り組むモデル校を含む）に指定し、子どもたちに「学びに向かう力」を育み、「確かな学力」の定着を図る。
習熟度別 指導推進事業費 (一部再掲)	(教職員定数で計上)	府内小・中学校の児童生徒の学力向上を図るため、学校の状況にあわせて、習熟度別指導等を行う。
学校図書館活性化 調査研究事業費	800 — (800)	本に親しむ活動や学校図書館を活用した授業等を行うことを通して言語能力等を育成し、子どもたちの学力を向上させるための調査研究を行う。

事業名	R8財務部長内示額 R8知事復活要求額 (R7当初予算額)	摘要
市町村立学校スマート スクール推進事業費	千円 6,934 — (45,276)	日常的・効果的に1人1台端末を活用した授業が府内全ての学校で実施できるようモデル校に担当教員を配置するとともに、実践事例の収集・普及を行う。
府立学校スマート スクール推進事業費 《 拡 充 》	4,072,349 — (3,311,434)	ICTを活用した教育を実現するため、児童生徒1人1台の端末を整備するとともに、教員・児童生徒への支援等の充実を図る。 ○スマートスクール推進事業 ○生徒1人1台端末整備事業 ○学校情報ネットワーク事業 ○学校情報ネットワーククラウド化事業  【2-12ページ 主要事業9 参照】
G I G Aスクール構想 加速化基金事業費	3,955,348 — (20,680,056)	G I G Aスクール構想における1人1台端末について、端末更新が令和6年度から始まっており、域内の各市町村が5年程度をかけて端末を計画的に更新できるよう支援する。 また、共同調達等により、スケールメリットを生かし、各自治体にかかる導入コストの負担を軽減させる。 対象：公立の小学校、中学校、義務教育学校、 支援学校（小学部・中学部）
おおさかグローバル 人材育成事業費 (教育振興事業) 《 拡 充 》	370,900 — (435,000)	情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、ICTを活用した文理横断的な探究的な学びを強化する学校などに対して、ハイスペックPCや3Dプリンタ、プログラミングソフト等を整備する。 ○府立の高校、支援学校（高等部）53校  ○生成AI活用事業 《新規》 現代的な社会課題に対応できる探究的な学習の充実をはじめとする新たな学びを創発する教育環境の整備を目的に、府専用環境の生成AI利用サービスを構築し、府立高校の生徒が利用できる環境の調査研究を行う。

事業名	R8財務部長内示額 R8知事復活要求額 (R7当初予算額)	摘要
英語教育推進事業費 (一部、大阪教育ゆめ基金活用) 《 拡 充 》	千円 741,076 — (508,315)	<p>英語学習アプリや外部人材（ALT）の活用等により、児童・生徒に「生きた」英語力（特に話す力）を身につけさせるとともに、大阪から世界に羽ばたく高い英語力を備えたグローバル人材を育成する。</p> <p>○デジタル学習ツールの調査研究（国委託事業を活用） AIを登載したデジタル英語学習ツール（BASE in OSAKA）等を活用し、授業や家庭学習で効果的に活用した実践の研究や、パフォーマンステストを実施し、成果を普及することで、英語教育における言語活動の質を高め、児童生徒の発信力強化につなげる。</p> <p>○外部人材（ALT）の活用 ネイティブ講師を週5日全校配置。</p> <p>○姉妹校交流の支援 姉妹校提携を行った学校と相互の学校訪問による異なる文化・生活習慣を持つ同年代の若者との交流活動を通して、実践的な英語力の向上に加え、豊かな国際感覚や多様性を受け入れる態度の醸成を図る。</p> <p>○高校生大使派遣プロジェクト 《新規》 府立高校生が「高校生大使」として万博を契機に大阪府とつながりをもった国等を訪問することにより、国際的視野を持ち、今後の大阪の発展の中心として活躍する人材を育成する。</p> <p>○教員の英語力向上事業 《新規》 連携協定を締結した大学と連携し、英語教員向け国内外の留学プログラム等を実施する。 【2-7ページ 主要事業4 参照】</p> <p>○EMO（ENGLISH MANZAI OSAKA）-1グランプリ 大阪の文化の一つである漫才を英語で行うことで、英語活用に対するモチベーションの向上をはかり、英語力向上に資する。</p>
外国語指導員等による 語学指導充実費	669,450 — (647,218)	<p>外国語教育を充実し、英語等によるコミュニケーション能力や国際感覚豊かな高校生を育成するため、府立高校への英語指導等を行う外国人英語指導員の配置及び語学学校等に勤務する外国人英語講師の派遣を行う。</p> <p>○外国人英語指導員の配置〔NET・NKT・NCT〕 91名 ○外国人英語講師の派遣〔T-NET〕 54校</p>
グローバルリーダーズ ハイスクール支援事業費	26,244 — (26,072)	<p>グローバルリーダーズハイスクールにおいて、知識を基盤とするこれからのグローバル社会をリードする人材を育成するとともに、地域の拠点校として、周辺校における人材育成を支援する。また、各校が実施する特色ある取組みを支援することに加え、外部有識者による評価を行う。</p>
実業教育充実事業費	17,708 — (17,708)	<p>将来の大阪の産業を担う技術者として農業高校等の生徒を育成するため、老朽化により精度が低下した設備や安全性の確保が困難な設備の更新、企業等との連携による技術・技能研修を実施する。</p>

事業名	R8財務部長内示額 R8知事復活要求額 (R7当初予算額)	摘要
府立高等学校再編整備事業費 《 拡 充 》	千円 1,333,712 — (1,132,640)	府立高校の再編整備を推進する。 ○工業系高校の改編 工業系高校のさらなる魅力づくりのため、老朽化した設備の更新を行うとともに、企業の生産現場で学ぶ機会を設ける等、教育環境を充実させる。また、府内中学生等を対象とした広報活動を充実させる。 ○機能統合、統合整備等による再編整備 再編整備対象校の特色ある取り組みを他校及び新校に継承・発展させるための、教具及び実習棟等の整備を行う。 ○ステップスクールの整備 西成高校・岬高校を「ステップスクール」に指定し、専門人材の活用による支援体制や地域資源を活用した学習の充実に向けた教育環境を整備する。 ○商業系高校の教育内容の充実 《新規》 今後の商業系高校のあり方について学校教育審議会での審議を踏まえた検討を行う。 【2-5ページ 主要事業2 参照】 ○学びの多様化学校の設置 《新規》 不登校を経験した生徒が学びにつながる新たな選択肢となる「学びの多様化学校」を設置する。 【2-10ページ 主要事業7 参照】 ○農業高校未来社会対応化事業 《新規》 今後の農業教育のあり方について、有識者から意見を聴取し検討を行う。 【2-5ページ 主要事業2 参照】 ○普通科の改編 新たな普通科を設置し、大学や企業等の外部機関との連携協力体制の構築や、外部機関と連携した探究的な学習の実施に向けた教育環境を整備する。
工業系高等学校 新校整備事業費	2,241,204 — (68,509)	「大阪市立の高等学校等移管計画」に基づき、再編整備の対象となった元市立3工業高校について、府移管後の新工業系高校開設を推進する。
福祉・医療関係 人材活用事業費	12,230 — (7,921)	府立支援学校における教育の充実を図るため、福祉医療関係の専門的な知識のある人材を特別非常勤講師として配置する。
支援教育地域支援 整備事業費	116,107 — (112,774)	府立支援学校のリーディングスタッフ（府立支援学校教員）が十分に活動できるように非常勤講師を配置する。
知的障がいのある生徒の 教育環境整備事業費	50,659 — (49,522)	知的障がいのある生徒の後期中等教育を充実するため、府立高校に設置した自立支援推進校及び共生推進校において、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する。 ○自立支援推進校 11校 （園芸、柴島、阿武野、西成、松原、枚方なぎさ、八尾翠翔、堺東、貝塚、桜宮、東淀工業） ○共生推進校 10校 （枚岡樟風、千里青雲、芦間、久米田、北摂つばさ、信太、緑風冠、金剛、東住吉、今宮） ※非常勤講師、学習サポーターを活用

事業名	R8財務部長内示額 R8知事復活要求額 (R7当初予算額)	摘要
特別支援教育指導費	千円 26,101 — (24,422)	府立支援学校における教育内容・環境の充実を図る。 ○医療的ケアの必要な児童・生徒のための宿泊学校行事への看護師の随伴<宿泊学校行事看護師付添費> ○各市町村就学指導委員会、府立支援学校入学対象者に対する就学指導<特別支援学校就学指導充実費> ○支援学校内において医療的ケアを教員が適切に実施するための法定研修
外国語講師派遣事業費	13,200 — (9,548)	府立支援学校に外国人英語講師を派遣し、言語や文化に対する理解を深めるとともに、他者を尊重することや、他者への配慮をしながら外国語でコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。
高等学校支援教育充実事業費	10,745 — (10,417)	自立支援推進校等から4校を支援教育サポート校に指定し、校内支援体制や障がいのある生徒の仲間づくり、教科指導等のノウハウを当該地域の高校と共有・活用を図る。
障がいのある生徒の高校生活支援事業費	140,469 — (135,719)	障がいのある生徒の個々の状況に即した学校生活や学習の支援を行うため、専門的な知識を持つ人材等を配置する。 ○エキスパート支援員（臨床心理士等）の配置 ○学校生活支援員の配置 ○看護師の配置
高等学校通級指導実施《拡充》	5,788 — (788)	通級指導教室を府立高校に設置し、発達障がい等のある生徒に対し、学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導を実施する。 ○設置校 柴島、松原、大手前（全）、岬、箕面東、野崎 布施（全）、教育センター附属、富田林、和泉総合（全）、中央
OSAKA多文化共生推進事業費	1,136 — (1,136)	外国にルーツのある児童生徒と日本ルーツの児童生徒が互いの母文化にふれることで、ともにアイデンティティを育み、自己肯定感を高め、多文化共生のまちづくりの担い手となることをめざす。
日本語指導推進事業費（小中学校）《拡充》	81,142 — (54,927)	日本語指導が必要な児童生徒のうち、十分な日本語指導が受けられていない児童生徒が在籍する市町村及び学校への支援を行う。 ○日本語指導が必要な児童生徒がオンラインで指導を受けることができる体制を整備 ○夜間中学7校に日本語指導支援員を配置 ○府域7地区に外国人児童生徒支援員を配置 ○府域7地区に日本語指導研究推進校を設置

事業名	R8財務部長内示額 R8知事復活要求額 (R7当初予算額)	摘要
夜間中学設置促進・ 充実事業費	千円 1,050 — (12,844)	夜間中学についての広報を充実させ、就学機会の一層の確保を図る。
日本語教育 学校支援事業費 《 拡 充 》	130,291 — (17,067)	日本語指導が必要な外国籍生徒等のためのセンター的機能を果たす「日本語指導拠点校」を整備するとともに、外国籍生徒等が在籍する府立高校に対し、日本語・母語指導や生活適応指導等を行う教育サポーター等を派遣する。
		【2-6ページ 主要事業3 参照】
府立図書館運営費	811,598 — (1,009,438)	府立の図書館の管理運営等を行う。
		○中央図書館 資料収集、国際児童文学館の運営、施設設備改修など
		○中之島図書館 資料収集、ビジネス支援機能の運営など
府立学校入学者選抜等 デジタル化推進 事業 《 拡 充 》	106,288 — (35,142)	府立学校の入学選抜等において、志願者等の利便性の向上を図るとともに、教育環境の充実に向け、選抜事務作業や定期考査における採点業務等のデジタル化を推進する。
		○デジタル採点の活用 定期考査・入学者選抜の事務に係り、生徒の答案をスキャンし、パソコン上で設問ごとに一覧表示された解答の採点機能や、複数人での共同採点機能、採点結果の自動集計機能等を備えたシステムを導入し、業務効率化・採点制度の向上を図るとともに、業務負担の軽減を図る。
		○オンライン出願の導入 府立学校入学者選抜の事務に係り、府立中学校及び公立高校入試に適したオンラインによる出願システムを導入し、入学者選抜に係る利便性の向上、事務の効率化を図る。
		○新たな選抜制度での入学者選抜に向けたシステム改修 《新規》 既に導入しているオンライン出願システム及び選抜事務入力システムの改修や機能追加を行い、新たな選抜制度での入学者選抜を実施するための環境整備を行う。
S D G s ジュニア プロジェクト事業費	1,290 — (3,358)	SDGsについて知り、探究学習を通して、社会に主体的に参画していくための資質・能力を育成し、また、その成果をフォーラムの開催によって広く発信し、普及させる。
不登校等対策 支援事業費 《 拡 充 》	254,705 — (219,057)	小中学校の不登校等児童生徒への支援の核となる場所として、校内教育支援ルームを設置し、ICTを活用した個別の学習支援など、幅広い支援を実施する。 府不登校支援センターが府内不登校児童生徒に対し、通所やオンラインによる学習機会を提供するとともに、対面でのコミュニケーションに不安を抱える児童生徒に対しては、メタバース空間内でアバターを使った活動で支援につながる環境を構築する。 また、市町村教育支援センター等と連携したネットワークを構築する。
		【2-10ページ 主要事業7 参照】

事業名	R8財務部長内示額 R8知事復活要求額 (R7当初予算額)	摘要
	千円	
<b>&lt;②豊かな心と健やかな体の育成&gt;</b>		
いじめ・虐待等 対応支援体制構築事業費	15,171 — (13,749)	小中学校におけるいじめ重大事態や児童虐待等の深刻な事案への迅速かつ適切な対応及びその未然防止にむけた市町村の支援体制を構築する。  ○市町村からの要請に基づき学校及び市町村に対し、府の緊急支援チームを派遣するとともに、市町村「学校支援チーム」を中心とした学校支援体制の機能充実にに向けた支援を実施。
いじめ対策支援事業費	3,647 — (3,647)	府立学校におけるいじめ重大事態に対する迅速かつ適切な対応のための支援等を行う。
被害者救済システム 運用事業費	4,791 — (4,035)	民間相談窓口を開設し、電話による相談及び面接相談を実施するとともに、児童生徒及び保護者の意向に即した支援を行う。
課題を抱える生徒 フォローアップ事業費 《 拡 充 》	69,003 — (60,606)	様々な課題を抱える生徒が在籍する学校において、課題を早期発見し、福祉、医療等の多角的な支援策につなげることで、学校への定着を図り、新規不登校者や中退者（高等支援学校では長期欠席者）を減少させる。  【2-10ページ 主要事業7 参照】
ヤングケアラー支援体制 強化事業費	74,788 — (74,389)	府立高校に在籍するヤングケアラーを適切な支援につなげるため、学校の相談体制構築や早期発見力の強化、学習支援等を実施する。
スクールカウンセラー 配置事業費 《 拡 充 》	1,069,106 — (596,011)	スクールカウンセラー（臨床心理士等）を全公立小中学校に配置し、児童生徒の心のケアや保護者等の悩みの相談、教職員への助言・援助等を行うとともに、学校教育相談体制の一層の充実をめざす。  【2-10ページ 主要事業7 参照】
スクールソーシャル ワーカー配置事業費	76,243 — (75,233)	学校と福祉をつなぐ専門家として、スクールソーシャルワーカーを市町村が主体的に各中学校区に1名週1回配置できるよう補助を行う。 また、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーを府内市町村に派遣する。  【2-10ページ 主要事業7 参照】
教育総合相談事業費	32,318 — (24,233)	教育相談体制の充実により、いじめ、暴力行為、不登校等、生徒指導上の課題に対する早期発見・早期対応、再発防止を図る。
S N S 活用相談体制 整備事業費	30,772 — (30,772)	いじめを含む様々な不安や悩みをもつ子どもが相談しやすい環境を整えるため、SNSを活用した相談を実施する。

事業名	R8財務部長内示額 R8知事復活要求額 (R7当初予算額)	摘要
道徳教育推進事業費	千円 2,778 — (2,929)	「考え・議論する道徳」への質的転換に向けた授業改善及び学校全体での推進体制を構築するための研究等を行い、府内の各学校における道徳教育の充実を図る。 ○小中8校を実践研究校に指定 ○道徳教育推進教師連絡協議会の開催 ○道徳教育担当指導主事研修会の開催 ○道徳教育実践研究校連絡会の開催
あいさつ運動推進事業費 (大阪教育ゆめ基金活用)	4,000 — (4,000)	府内の学校園において、愛さつOSAKAのロゴマークやのぼり等を活用したあいさつ運動を展開する。 また、府内の学校園の園児児童生徒が行うボランティアや地域活動等に必要物品等を支援するとともに、優秀な取組みを表彰する。
府立博物館管理運営・改修費	494,773 — (735,367)	府立の博物館の管理運営・改修を行う。 ○弥生文化博物館運営費 ○近つ飛鳥博物館及び近つ飛鳥風土記の丘運営費 ○府立博物館施設設備改修事業費
文化財調査事務所運営費	16,011 — (17,768)	文化財調査事務所等の管理運営を行う。 ○文化財調査事務所運営費
指定文化財等保存事業費 (一部、大阪教育ゆめ基金活用)	24,263 — (24,263)	国及び府指定文化財の保存修理等に対する助成等を行う。 ○有形文化財保存修理費等補助金 ○文楽協会補助金
文化財保護管理費 《 拡 充 》	173,710 — (151,906)	大阪の伝統文化や歴史の振興、魅力発信等を行う。 ○府有史跡の管理や文化財防災点検等経費の助成等を行う。 ○府立博物館等の利便性を高め、新たな価値を付加するとともに魅力発信等を行う。また、大阪府内に伝承されている祭り・行事について、適切な保存措置を検討するにあたり、現状を把握するための調査を実施する。
スポーツ指導・ 体力向上支援推進費 (大阪教育ゆめ基金活用)	10,049 — (4,061)	府内小学3・4年生に対し、ICT機器を活用した悉皆の体力テストを実施し、子どもの運動に対する意識を改善し、体力向上を図る。 また、大阪教育ゆめ基金を活用し、小学校の体力づくりへの取組みを推進するとともに、府立学校における学校体育環境の充実を図る。 ○ICT活用による子どもの体力向上事業（小学3・4年生スポーツテスト） ・システム運用・保守・サーバー費 ○子ども元気アッププロジェクト事業 ・めっちゃWAKUWAKUスポーツ教室 ・おおさか子どもEKIDEN大会 ・めっちゃWAKUWAKU体育応援事業 ○府立学校における学校体育環境充実事業
競技力向上対策 事業費補助金	25,743 — (18,255)	各種競技選手の長期的・継続的な競技力の定着化を図り、スポーツのより一層の普及・振興を図る。 ○国スポ選手の強化事業助成等（41競技） ○一般競技の強化助成費（21競技）

事業名	R8財務部長内示額 R8知事復活要求額 (R7当初予算額)	摘要
学校給食実施費 《 拡 充 》	千円 25,012,563 — (1,680,269)	<p>府立支援学校、夜間定時制高校及び府立中学校等に学ぶ幼児児童生徒の心身の健全な発達に資するため、安全・安心な学校給食を実施する。</p> <p>○学校給食費等の支援 ・子育て支援に取り組む市町村を支援する観点から、公立の小学校段階（支援学校小学部を含む。）の学校給食に係る食材費を支援し、学校給食費の抜本的な負担軽減を図る。 ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、府立学校給食実施校41校（国の負担軽減基準額を超過する府立支援学校小学部を含む。）の令和8年度学校給食費を支援。</p> <p>○府立支援学校給食調理業務委託 府立支援学校（37校）</p> <p>○給食センター委託事業 府立交野支援四條畷校</p> <p>○デリバリー給食実施 府立夜間定時制高校（2校）</p> <p>○府立中学校給食調理業務委託（2校）</p> <p>○学校給食における安全性の確保 ・給食調理場の改修 ・給食調理員の検便検査</p> <p>○府立学校給食調理場設備更新等 ・特に老朽化の激しい府立学校給食用備品等について3か年で更新</p>
教育総合相談事業費 (一部再掲)	57,460 — (56,112)	<p>教育センターにおいて、様々な悩みを持つ子どもや保護者等に対し、インターネット等の手法も活用し、効果的かつ効率的な相談を実施する。</p> <p>○専用電話相談の実施</p> <p>○24時間相談窓口の実施</p> <p>○対面相談の実施</p> <p>○教職員の悩み相談の実施</p> <p>○カリキュラムに関する相談の実施</p> <p>○SNS活用相談体制整備（再掲）</p>
地域クラブ活動 体制整備等事業費 《 拡 充 》	349,024 — (138,960)	<p>中学校の部活動において、将来にわたり生徒のスポーツ・文化活動の機会を確保し、教員の部活動指導にかかる時間と心理的負担を軽減するため、部活動を段階的に地域クラブ活動へと継承・発展させるとともに、学校部活動の地域連携を図る。</p> <p>○部活動の地域展開に向けた推進事業</p> <p>○部活動指導員の配置</p>
全国高等学校総合体育大会開催事業費	348,546 — (19,943)	<p>「全国高等学校総合体育大会」を令和8年度に開催するため、準備や運営を行い、スポーツの実践の機会を広く与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図り、心身ともに健全な高校生の育成を図る。</p>

事業名	R8財務部長内示額 R8知事復活要求額 (R7当初予算額)	摘要
千円		
<b>&lt;③将来をみずえた自主性・自立性の育成&gt;</b>		
教育庁ハートフル オフィス推進事業費	63,656 — (53,143)	知的障がいのある府立高校、支援学校高等部の卒業生を教育庁ハートフルオフィス（教育センターに設置）で雇用し、約2年間の就労支援を実施し、就業へつなげる。
部活動指導員等 配置事業費 《 拡 充 》	164,495 — (135,028)	府立高校の部活動において、部活動に加入する生徒が減少しているとともに、部員数が少ない部活動が増加している傾向を踏まえ、部活動の教育的意義を保障するとともに、教員の部活動指導時間と心理的負担を軽減する。  ○複数校による部活動の合同実施に伴う部活動指導員の配置（部活動大阪モデル） ○部活動大阪モデル以外の部活動への部活動指導員の配置 ○顧問と連携し、補助的な立場で活動を支援する外部指導者の派遣
<b>&lt;④多様な主体との協働&gt;</b>		
教育コミュニティづくり 推進事業費	58,084 — (58,084)	地域社会が一体となった教育コミュニティづくりの取組みを一層進めるため、地域の実情に応じて市町村が行う学校・家庭・地域の連携・協働による様々な取組み（学校支援活動・おおさか元気広場・家庭教育支援）を支援する。
広報強化推進事業費 《 拡 充 》	446,209 — (13,160)	「進学フェア」を開催し、中学3年生やその保護者に府立学校の魅力をアピールするとともに、入学者選抜制度について説明を行う。また、府立高校のプロモーション力強化・情報発信支援を通じ、中学生が自分に合った学校選びを行える環境を整備する。《新規》 【2-4ページ 主要事業1 参照】
府立学校産学官共創 教育モデル事業費 《 新 規 》	198,000 — (0)	高校生が大阪・関西万博における催事の企画運営等の実施を通じて得た経験を未来につなげ、生徒の主体性を育むため、企業や大学等と連携し、デジタル技術など最先端技術を用い「自分たちの考える理想の未来」について議論するなどの探究的教育活動を推進する。 【2-9ページ 主要事業6 参照】
社会人等活用推進費	129,139 — (125,525)	地域や社会で活躍する優れた技能や専門的な知識を有する人を「学校支援人材バンク」に登録し、指導者として学校教育に広く活用する。  ○学校支援社会人等指導者の活用（高校、支援学校） ○特別非常勤講師の活用（高校）
課題を抱える生徒 フォローアップ 事業費（再掲） 《 拡 充 》	69,003 — (60,606)	様々な課題を抱える生徒が在籍する学校において、課題を早期発見し、福祉、医療等の多角的な支援策につなげることで、学校への定着を図り、新規不登校者や中退者（高等支援学校では長期欠席者）を減少させる。  【2-10ページ 主要事業7 参照】
ヤングケアラー支援体制 強化事業費（再掲）	74,788 — (74,389)	府立高校に在籍するヤングケアラーを適切な支援につなげるため、学校の相談体制構築や早期発見力の強化、学習支援等を実施。

事業名	R8財務部長内示額 R8知事復活要求額 (R7当初予算額)	摘要
スクールカウンセラー 配置事業費（再掲） 《 拡 充 》	千円 1,069,106 — (596,011)	スクールカウンセラー（臨床心理士等）を全公立小中学校に配置し、児童生徒の心のケアや保護者等の悩みの相談、教職員への助言・援助等を行うとともに、学校教育相談体制の一層の充実をめざす。  【2-10ページ 主要事業7 参照】
スクールソーシャル ワーカー配置 事業費（再掲）	76,243 — (75,233)	学校と福祉をつなぐ専門家として、スクールソーシャルワーカーを市町村が主体的に各中学校区に1名週1回配置できるよう補助を行う。 また、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーを府内市町村に派遣する。  【2-10ページ 主要事業7 参照】
社会教育施設運営費	672,383 — (76,484)	府立の社会教育施設の管理運営・改修を行う。 ○少年自然の家運営費 ○少年自然の家施設設備改修事業費
<b>&lt;⑤力と熱意を備えた教員と学校組織づくり&gt;</b>		
教職員採用選考費	32,272 — (20,878)	大阪市、堺市、豊能地区を除く公立学校の教職員を採用することを目的として採用選考テストを実施するとともに、教員として求められる資質や基礎的な指導力を育むためのセミナーを実施する。
教員確保事業費 《 新 規 》	22,449 — (0)	「大阪府で教員として働くこと」が選ばれるよう、教職や大阪の教員の魅力等を訴求する戦略的な広報の展開、講師人材の掘り起こし等により、大阪府の教育を支える優秀な教員を確保する。
教職員研修の充実	149,172 — (138,407)	府教育センター等において、初任者研修等の法定研修やキャリアアップを支援する研修等の実施により、教職員の資質向上を図る。  総合研修 77講座 課題別研修 52講座 授業力向上研修 61講座 合 計 190講座
教職員資質向上方策 推進事業費	60,150 — (57,777)	改正教育公務員特例法に基づき、「指導が不適切である」教諭等への認定及び指導改善研修など具体的な対応を実施するとともに、地公法、地教法に基づき、教職員の意欲・資質能力の一層の向上と学校の活性化を図るため、教職員の評価・育成システムを実施する。

事業名	R8財務部長内示額 R8知事復活要求額 (R7当初予算額)	摘要
〔教職員定数〕 (一部再掲)	千円 407,891,477 — (383,075,348)	<p>1. 定数の状況(人数は条例定数(対前年度比)・水都国際は除く)</p> <p>小学校(義務教育学校の前期課程を含む) 18,578人(210人)</p> <p>中学校(義務教育学校の後期課程を含む) 10,446人(261人)</p> <p>市立高校(府費負担) 13人(±0人)</p> <p>府立中学校 41人(±0人)</p> <p>府立高校 9,071人(▲159人)</p> <p>府立支援学校 5,697人(167人)</p> <p>計 43,846人(479人)</p> <p>2. 学級編制基準</p> <p>小学校(義務教育学校の前期課程を含む) 35人(支援学級 障がい種別ごとに8人)</p> <p>中学校(義務教育学校の後期課程を含む) 1学年35人、2・3学年40人 (支援学級 障がい種別ごとに8人)</p> <p>高校 40人</p> <p>特別支援学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚部 6人</li> <li>・小・中学部 6人</li> <li>・高等部(本科) 8人</li> <li>・重複障がい学級 3人</li> <li>・訪問学級 3人</li> </ul>
学校経営推進事業費 《 拡 充 》	63,386 — (25,595)	<p>学校経営を強化するため、予め指定した項目に関して、効果の見込まれる事業計画を提案する学校に支援を行う。加えて、府立高等学校の魅力を大幅に向上させ、大阪府の成長戦略の方向性に合致し、高い効果の見込まれる事業計画を提案する学校に新たな支援を行う。《新規》</p> <p style="text-align: right;">【2-8ページ 主要事業5 参照】</p>
校長マネジメント 推進事業費	206,534 — (208,598)	<p>学校経営計画に示された中期的目標に基づき、校長・准校長がその権限と責任において学校経営を推進するため、校長・准校長のマネジメントに必要な予算措置を行う。</p>
府立学校教育ICT化 推進事業費	1,379,062 — (1,257,036)	<p>教職員の校務の効率化を支援し、生徒と向き合う時間を充実させるため、校務を支援するシステムや教職員端末機の整備等、教職員が円滑かつ効果的にICTを活用できる環境づくりを推進する。</p>
教育総合情報 ネットワーク事業費	143,580 — (127,270)	<p>府立学校における情報通信ネットワークの基盤整備を行うことにより、ICT教育の活性化や児童生徒の情報活用能力の育成を図るとともに、インターネット等を活用した研修の実施など、教育センターにおける研修・研究機能の充実を図る。</p>

事業名	R8財務部長内示額 R8知事復活要求額 (R7当初予算額)	摘要
部活動指導員等配置事業費(再掲) 《 拡 充 》  地域クラブ活動体制整備等事業費(再掲) 《 拡 充 》  府立学校働き方改革推進事業費  災害時学校支援体制構築事業費 《 新 規 》	千円 164,495 — (135,028)  349,024 — (138,960)  17,888 — (17,888)  1,237 — (0)	府立高校の部活動において、部活動に加入する生徒が減少しているとともに、部員数が少ない部活動が増加している傾向を踏まえ、部活動の教育的意義を保障するとともに、教員の部活動指導時間と心理的負担を軽減する。  ○複数校による部活動の合同実施に伴う部活動指導員の配置(部活動大阪モデル) ○部活動大阪モデル以外の部活動への部活動指導員の配置 ○顧問と連携し、補助的な立場で活動を支援する外部指導者の派遣  中学校の部活動において、将来にわたり生徒のスポーツ・文化活動の機会を確保し、教員の部活動指導にかかる時間と心理的負担を軽減するため、部活動を段階的に地域クラブ活動へと継承・発展させるとともに、学校部活動の地域連携を図る。  ○部活動の地域展開に向けた推進事業 ○部活動指導員の配置  各校がそれぞれの実情を踏まえて自発的・自主的に業務の効率化や見直しなど働き方改革の取り組みを進めることができるよう、専門的知見を有するコンサルタントを派遣し、伴走型の支援を行う。  災害時における被災地の学校への教職員等の派遣、防災体制の構築および防災教育をリードする人材を育成するため、被災の状況に合わせて働き方、判断方法・基準等を身に付ける研修を実施する。
<b>&lt;⑥学びを支える環境整備&gt;</b>  就学支援金関連事業費 《 拡 充 》	69,186,505 — (36,983,042)	○高校生就学支援金事業費 府内の高校に在籍する生徒の授業料に充てるため就学支援金を支給する。また、本事業の補完として、府立高校で留年により修業年限までに卒業できなかった就学支援金対象者のうち、所定の要件を満たし12か月以内に卒業の見込みがあると校長が認めるものに対し授業料を免除する。  ○高校生奨学給付金事業費 高校生を扶養する府内在住の年収が概ね490万円未満世帯の保護者に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学給付金を支給する。  ○特別支援教育就学奨励扶助費 特別支援学校高等部に在籍する生徒の保護者などの経済的負担を軽減するため、ICT機器購入費等の就学奨励費を支給する。  【2-14ページ 主要事業11 参照】

事業名	R8財務部長内示額 R8知事復活要求額 (R7当初予算額)	摘要
知的障がい支援学校 新校整備事業費	千円 3,528,158 0 (506,393)	府立支援学校における知的障がいのある児童生徒の増加に対応するため、新たな支援学校の整備等による、教育環境のさらなる充実をめざす。
府立支援学校 通学バス運行事業費	3,756,960 — (3,251,219)	府立支援学校の児童生徒の通学手段等確保のためバスを運行する。 ○通学バス366台
市町村医療的ケア等 実施体制サポート事業費	63,034 — (63,034)	医療的ケアの必要な児童生徒をはじめとする、障がいのある児童生徒が、地域の学校へ安心して就学・通学することができるために、府がハード・ソフトの両面からサポートすることにより、各市町村における支援教育体制づくりを促進し、より一層「インクルーシブ教育システム構築」を推進する。
医療的ケア実施体制 構築事業費	4,465 — (2,978)	府立支援学校において、看護師・教員が安全安心に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対応できるよう、校内実施体制の充実を図る。
医療的ケア通学支援事業費	971,649 — (785,269)	府立学校において、医療的ケアが必要なために通学バスを利用できない等の理由により通学が困難な児童生徒の学習機会の保障を図る。 ○府立学校22校190人程度
地域ぐるみの学校安全体制 整備推進事業費補助金	12,383 — (12,383)	学校安全ボランティア（スクールガード）を活用した効果的な安全体制を整備し、地域との連携を重視した学校安全に関する取組を行う市町村を支援する。

事業名	R8財務部長内示額 R8知事復活要求額 (R7当初予算額)	摘要
府立学校老朽化対策費 《 拡 充 》	千円 3,160,710 — (1,151,892)	老朽化した府立学校施設の改築・改修等を計画的に行い、良好な教育環境を提供する。 ○寝屋川高等学校改築実施設計 ○改築基本構想策定（旭高等学校・東住吉高等学校）《新規》 ○普通教室等の内装リニューアル《新規》 ○府立学校特別教室等空調設備整備《新規》 など  【2-11ページ 主要事業8 参照】
府立学校施設・ 設備改修費	700,329 — (791,644)	府立学校の施設・設備の改修や補修を行い、良好な教育環境の確保を図る。 ○福祉のまちづくり関連整備 ・エレベータ設置工事 ・スロープ、手すりの設置、障がい者用トイレの設置
府立学校施設設備 緊急改修事業費	1,142,993 — (995,255)	府立学校施設設備の危険・不具合箇所のうち、生徒の安全を守る上で特に緊急度の高いものについて改修を行う。 ○体育館床改修 高校2校、支援学校1校 ○プール改修 高校8校、支援学校4校 等
府立学校施設長寿命化 整備事業費	8,651,133 — (6,829,495)	「大阪府ファシリティマネジメント基本方針」及び「府立学校施設長寿命化整備方針に基づく事業実施計画（令和3年3月策定）」により、学校施設の長寿命化（築後70年以上）を推進し、維持・更新経費の軽減・平準化を図るため、劣化度調査の結果等を基に学校・棟単位で計画的な改修等を実施する。 ○対象校 高校86校、支援学校27校
高等学校教育環境 改善事業費	967,127 — (951,451)	夏季休業期間を中心に府立高校において行われている多様な取組みの教育効果を高めるとともに、さらなる教育環境の改善を図るため、普通教室等に導入した空調機の更新と維持管理等を行う。 ○契約手法 一括業務委託方式 契約期間 2018（H30）～2041（R23）年度

事業名	R8財務部長内示額 R8知事復活要求額 (R7当初予算額)	摘要
府立学校維持管理費	千円 6,582,234 — (6,537,950)	府立学校における維持管理運営経費 ○高校 144校 (R7: 146校) ○支援学校 45校・2分校
スクールサポートスタッフ 配置事業費	149,853 — (149,853)	教員の業務補助のために、公立小・中学校において、教員業務支援員等を配置する市町村（政令市を除く）への補助等を行う。
大阪府育英会助成費	573,407 — (584,495)	教育の機会均等を図るため、(公財)大阪府育英会が行う奨学金貸付事業等に対し助成を行う。 ○運営補助金 総額566,782千円
学習環境改善事業費	1,668,374 — (346,836)	府立学校のトイレの洋式化を進め、学習環境の改善を図る。  【2-11ページ 主要事業8 参照】
大阪教育ゆめ基金積立金	113,880 — (100,878)	大阪の子どもの確かな「学び」と「はぐくみ」を支えるため、広く寄附を呼びかけ、受領した寄附金を大阪教育ゆめ基金に積み立てる。 また、令和6年4月より高校等の教育活動等を寄附を通じて応援する仕組みを整えるために、ふるさと納税の対象である「大阪教育ゆめ基金」を活用して創設した「母校応援ふるさと納税制度」を通じて、寄附の増収を推進する。
A I 電話 対応 システム 事業費 《 新 規 》	10,463 — —	府民の利便性の向上、業務負担の軽減を図るため、A I 電話対応システムを導入し、府民からの電話問合せに対して、多言語対応で自動応答するとともに、文字起こしや録音、要約を作成する。  【2-13ページ 主要事業10 参照】

事業名	R8財務部長内示額 R8知事復活要求額 (R7当初予算額)	摘要
<p>&lt;⑦私立学校の振興&gt;</p> <p>私立高等学校等振興助成費 《 拡 充 》</p>	千円	
	<p>42,057,232</p> <hr/> <p>—</p> <p>(39,274,305)</p>	<p>私立高等学校等の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び経営の健全化を図るため経常費助成を行う。</p> <p>○一人当たりの補助単価（対前年度比）</p> <p>高等学校（全日制） 355,700円（+ 5,400円）</p> <p>中学校 348,650円（+60,075円）</p> <p>小学校 318,650円（+54,215円）</p> <p>【2-15ページ 主要事業12 参照】</p>
<p>私立高等学校等生徒 授業料支援補助金 (一部、大阪教育ゆめ基金活用) 《 拡 充 》</p>	<p>13,791,579</p> <hr/> <p>—</p> <p>(27,935,802)</p>	<p>私立高等学校（通信制含む）及び私立専修学校高等課程に在学する生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図り、進路選択時に自由な学校選択の機会を保障するため、授業料支援補助を行う。</p> <p>なお、所得や世帯の子どもの人数に制限なく、自らの可能性を追究できる社会の実現等に向け、私立高等学校等の授業料の完全無償化を全学年で実施。</p> <p>【2-14ページ 主要事業11 参照】</p> <p>また、高校等の教育活動等を寄附を通じて応援する仕組みを整えるために、ふるさと納税の対象である「大阪教育ゆめ基金」を活用して、「母校応援ふるさと納税制度」を実施する。</p> <p>【一人当たりの補助単価】</p> <p>○授業料支援補助金 〔全日制〕</p> <p>・標準授業料 63万円</p> <p>補助単価 172,800円（保護者負担 0円）</p>
<p>私立幼稚園振興助成費</p>	<p>4,958,117</p> <hr/> <p>—</p> <p>(6,136,832)</p>	<p>教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び経営の健全化を図り、私立幼稚園の健全な発展に資するため、経常費助成を行うとともに、特別支援教育事業などに対し助成を行う。</p> <p>【一人当たりの補助単価】※単価は仮単価</p> <p>○経常費助成（学校法人立）</p> <p>一般助成 208,766円（R7） 208,766円</p> <p>3歳児特別助成</p> <p>13,500円（R7） 13,500円</p> <p>○私立幼稚園特別支援教育助成</p> <p>総額 1,685,208千円</p> <p>○私立幼稚園預り保育助成事業</p> <p>総額 248,070千円</p> <p>○キンダーカウンセラー事業助成</p> <p>120園 42,000千円</p>

事業名	R8財務部長内示額 R8知事復活要求額 (R7当初予算額)	摘要
施設型給付費等負担金	千円 16,385,973 — (14,545,587)	子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特定施設型給付費の支給に要する費用を負担する。
子育て支援施設等利用給付費負担金	1,383,123 — (1,821,709)	令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に係る費用のうち、私学助成園の保育料等の給付に要する費用、及び幼稚園で実費徴収されている食事の提供に要する費用の一部を負担する。 ○子育て支援施設等利用給付費負担金 1,332,486千円 ○実費徴収に係る補足給付事業 50,637千円
私立専門学校授業料等減免事業費	7,837,325 — (8,748,269)	多数の子等の教育費を負担している家庭及び経済的理由により子等の教育費の負担を求めることが極めて困難な状況にある家庭に対して、質の高い教育を実施する私立専門学校における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減する。 ○対象校 145校 ○対象者 ・住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯(約380万円未満)の生徒 ・世帯収入が600万円程度までで、工業・農業分野の学科で学ぶ生徒 ・多子世帯(扶養される子供が3人以上)の生徒(所得制限なし)

## 令和7年度一般会計補正予算（国補正対応）要求状況主要事業概要

### （ 一 般 会 計 ）

事 業 名	R7 補正予算案額 R7 現計予算額 (R7補正後予算案額)	摘 要
	千円	
【国経済対策】 G I G A スクールの 構想加速化基金事業費	3,045,917 <hr style="width: 50%; margin-left: auto; margin-right: auto;"/> 0 (3,045,917)	令和2～3年度に整備した「1人1台端末」について、G I G A スクール構想第2期を念頭に、令和6年度から5年程度をかけて端末を計画的に更新するとともに、端末故障時のための予備機の整備も進めるために、必要な経費の積み立てを行う。 ○対象：公立の小学校、中学校、義務教育学校、支援学校（小学部・中学部） ※入出力支援装置のみ 公立の高等学校、支援学校（高等部）
【国経済対策】 高等学校等教育改革 促進基金積立金	60,000 <hr style="width: 50%; margin-left: auto; margin-right: auto;"/> 0 (60,000)	国から令和7年度中に提示される「高校教育改革に関するグランドデザイン2040（仮称）」に沿った、高等学校における産業イノベーション人材の育成など、緊要性のある取組みを実施するために必要な経費を積み立てる。

○事件議決案

番号	件名	概要
1	大阪府立長野高等学校における食堂の使用及び自動販売機の設置に係る光熱水費に相当する負担金に関する債権放棄の件	<p>大阪府立長野高等学校における食堂の使用及び自動販売機の設置に係る光熱水費に相当する負担金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて議決を求めるもの。</p> <p>件数 1件</p> <p>金額 回収不能となった51万293円及び当該負担金に係る遅延損害金</p>
2	指定管理者の指定の件 (教育委員会所管施設)	<p>(1) 大阪府立臨海スポーツセンター</p> <p>指定期間 令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで</p> <p>指定する団体 南海ビルサービス株式会社</p>
		<p>(2) 大阪府立中央図書館</p> <p>指定期間 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで</p> <p>指定する団体 長谷工・大阪共立・TRCグループ</p>

○条例案

番号	件名	概要
1	大阪府高等学校等教育改革促進基金条例制定の件	<p>公立の高等学校等における教育改革の推進のための事業に要する資金を積み立てるため、高等学校等教育改革促進金の設置、積立て、管理等について定める。</p> <p>施行日：公布の日</p>

2	大阪府附属機関条例等 一部改正の件	<p>委員の本業及び主要都道府県等の報酬の水準等を踏まえ、附属機関の委員の報酬の上限額を改定する。</p> <p>〔改正前〕 日額 9,800円 〔改正後〕 日額 18,000円 等</p> <p>施行日：令和8年4月1日</p> <p>〔関係条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府スポーツ推進審議会条例</li> <li>・大阪府社会教育委員条例</li> <li>・大阪府教育職員免許状再授与審査会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例</li> <li>・大阪府文化財保護審議会条例</li> <li>・大阪府立図書館協議会条例</li> </ul>
3	大阪府指定障害児通所 支援事業者の指定並び に指定通所支援の事業 等の人員、設備及び運営 に関する基準を定める 条例等一部改正の件	<p>地域限定保育士試験の実施に関する試験実施方法書について内閣総理大臣より認定を受けたことに伴い、指定障害児通所支援事業所等に置く保育士に地域限定保育士を含むこととする。</p> <p>施行日：公布の日</p>

4	大阪府立学校条例及び大阪府教育センター条例一部改正の件	<p>1 府立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減に伴い、府立学校の職員の定数を改定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校〔改正前〕 9,251人</li> <li style="padding-left: 100px;">〔改正後〕 9,071人</li> <li>・特別支援学校〔改正前〕 5,530人</li> <li style="padding-left: 100px;">〔改正後〕 5,697人</li> </ul> <p style="text-align: center;">施行日：令和8年4月1日</p> <p>2 府立高等学校再編整備計画に基づき、学びの多様化学校として大阪府教育センター附属高等学校窓明分校を設置する。</p> <p>3 大阪府立門真西高等学校及び大阪府立懐風館高等学校を廃止する。</p> <p>4 大阪府教育センターの事業として、大阪府教育センター附属高等学校窓明分校との関係及び協力に関することを追加する。</p> <p style="text-align: center;">施行日：規則で定める日</p>
5	府費負担教職員定数条例一部改正の件	<p>市町村立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減並びに国の定数改善等に伴い、府費負担教職員の定数を改定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校〔改正前〕 18,368人</li> <li style="padding-left: 100px;">〔改正後〕 18,707人</li> <li>・中学校〔改正前〕 10,185人</li> <li style="padding-left: 100px;">〔改正後〕 10,467人</li> </ul> <p style="text-align: center;">施行日：令和8年4月1日</p>

大阪府条例第 号

大阪府高等学校等教育改革促進基金条例

(設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、公立の高等学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）における教育改革の推進に係る事業に要する資金を積み立てるため、大阪府高等学校等教育改革促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第三条 基金に積み立てた資金は、確実な金融機関への預金、確実かつ有利な有価証券の買入れその他の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用収益の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の管理に要する経費に充てる場合のほか、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第六条 基金は、第一条に規定する基金の設置の目的を達成するための事業に必要な経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府附属機関条例等の一部を改正する条例

(大阪府附属機関条例の一部改正)

第一条 大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第三条 委員等の報酬の額は、日額一万八千円を超えない範囲内において、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員等が著しく困難な業務に従事する場合その他の特別の事情により第一項の報酬の額により難いときは、同項の規定にかかわらず、その報酬の額を、当該業務に従事した時間一時間につき、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とすることができる。ただし、当該額は、一万七千円を超えることができない。</p> <p>4 前項の報酬は、当該業務に従事した時間に応じて、その都度支給し、第一項の報酬の支給と併せて行うことを妨げない。ただし、前項の報酬の額の合計額並びに第一項及び前項の報酬の額の合計額は、一日につき五万五千円を超えることができない。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第三条 委員等の報酬の額は、日額九千八百円を超えない範囲内において、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員等が著しく困難な業務に従事する場合その他の特別の事情により第一項の報酬の額により難いときは、同項の規定にかかわらず、その報酬の額を、当該業務に従事した時間一時間につき、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とすることができる。ただし、当該額は、第一項の報酬の額を超えることができない。</p> <p>4 前項の報酬は、当該業務に従事した時間に応じて、その都度支給し、第一項の報酬の支給と併せて行うことを妨げない。</p> <p>5 (略)</p>

(大阪府防災会議条例の一部改正)

第二条 大阪府防災会議条例(昭和二十七年大阪府条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第五条 委員及び専門委員の報酬の額は、日額一万八千円とし、幹事の報酬の額は、日額一万五千二百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第五条 委員及び専門委員の報酬の額は、日額九千八百円とし、幹事の報酬の額は、日額八千三百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(大阪府国民保護協議会条例の一部改正)

第三条 大阪府国民保護協議会条例(平成十七年大阪府条例第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で

示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第七条 委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額一万八千円とし、幹事の報酬の額は、日額一万五千二百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第七条 委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額九千八百円とし、幹事の報酬の額は、日額八千三百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(大阪府石油コンビナート等防災本部条例の一部改正)

第四条 大阪府石油コンビナート等防災本部条例(昭和三十二年大阪府条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第五条 本部員及び専門員の報酬の額は、日額一万八千円とし、幹事の報酬の額は、日額一万四千四百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第五条 本部員及び専門員の報酬の額は、日額九千八百円とし、幹事の報酬の額は、日額六千二百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(大阪府公益認定等委員会条例の一部改正)

第五条 大阪府公益認定等委員会条例(平成十九年大阪府条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第十二条 委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額一万八千円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第十二条 委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額九千八百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(大阪府行政不服審査会条例の一部改正)

第六条 大阪府行政不服審査会条例(平成二十八年大阪府条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第八条 委員、臨時委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額一万八千</p>	<p>(報酬)</p> <p>第八条 委員、臨時委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額九千八百</p>

2・3 円とする。 (略)	2・3 円とする。 (略)
---------------------	---------------------

(大阪府職員基本条例の一部改正)

第七条 大阪府職員基本条例(平成二十四年大阪府条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬) 第四十五条 委員の報酬の額は、日額一万八千円とする。 2 (略)	(報酬) 第四十五条 委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。 2 (略)

(大阪府自治紛争処理委員の報酬及び費用弁償並びに委員の求めに応じて出頭した当事者及び関係人の実費弁償に関する条例の一部改正)

第八条 大阪府自治紛争処理委員の報酬及び費用弁償並びに委員の求めに応じて出頭した当事者及び関係人の実費弁償に関する条例(昭和三十七年大阪府条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬) 第二条 委員の報酬の額は、一日につき一万五千二百円を超えない範囲内において知事が定める額とする。	(報酬) 第二条 委員の報酬の額は、一日につき八千三百円を超えない範囲内において知事が定める額とする。

(大阪府固定資産評価審議会条例の一部改正)

第九条 大阪府固定資産評価審議会条例(昭和三十七年大阪府条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬) 第五条 委員の報酬の額は、日額一万八千円とする。 2・3 (略)	(報酬) 第五条 委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。 2・3 (略)

(大阪府地方独立行政法人評価委員会条例の一部改正)

第十条 大阪府地方独立行政法人評価委員会条例(平成十六年大阪府条例第二号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬) 第九條 委員等の報酬の額は、日額一万八千円とする。 2・3 (略)</p>	<p>(報酬) 第九條 委員等の報酬の額は、日額九千八百円とする。 2・3 (略)</p>

(大阪府個人情報保護審議会条例の一部改正)

第十一條 大阪府個人情報保護審議会条例（令和四年大阪府条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬) 第七條 委員の報酬の額は、日額一万八千円とする。 2 (略)</p>	<p>(報酬) 第七條 委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。 2 (略)</p>

(大阪府社会福祉審議会条例の一部改正)

第十二條 大阪府社会福祉審議会条例（平成十二年大阪府条例第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬) 第四條 審議会の委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の報酬の額は、日額一万八千円とする。 2 (略) 3  (略)</p>	<p>(報酬) 第四條 審議会の委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の報酬の額は、日額九千八百円とする。 2 (略) 3  委員等が著しく困難な業務に従事する場合、その他の特別の事情により第一項の報酬の額により難いときは、同項の規定にかかわらず、その報酬の額を、当該業務に従事した時間一時間につき、九千八百円とする。 4  前項の報酬は、当該業務に従事した時間に応じて、その都度支給し、第一項の報酬の支給と併せて行うことを妨げない。 5  (略)</p>

(大阪府障害者施策推進協議会条例の一部改正)

第十三條 大阪府障害者施策推進協議会条例（昭和四十六年大阪府条例第三号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第七条 協議会の委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額一万八千円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第七条 協議会の委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額九千八百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(大阪府障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正)

第十四条 大阪府障害者介護給付費等不服審査会条例(平成十八年大阪府条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第四条 委員の報酬の額は、日額一万八千円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第四条 委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(大阪府介護保険審査会の公益代表委員等の定数並びに委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第十五条 大阪府介護保険審査会の公益代表委員等の定数並びに委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成十一年大阪府条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委員等の報酬)</p> <p>第三条 委員等の報酬の額は、委員の場合にあつては日額一万八千円とし、専門調査員の場合にあつては日額一万四千四百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(委員等の報酬)</p> <p>第三条 委員等の報酬の額は、委員の場合にあつては日額九千八百円とし、専門調査員の場合にあつては日額六千二百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(大阪府子ども家庭審議会条例の一部改正)

第十六条 大阪府子ども家庭審議会条例(令和五年大阪府条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬) 第九条 委員等の報酬の額は、日額一万八千円とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員等が著しく困難な業務に従事する場合その他の特別の事情により第一項の報酬の額により難いときは、同項の規定にかかわらず、その報酬の額を、当該業務に従事した時間一時間につき、一万七千円とする。</p> <p>4 前項の報酬は、当該業務に従事した時間に応じて、その都度支給し、第一項の報酬の支給と併せて行うことを妨げない。ただし、前項の報酬の額の合計額並びに第一項及び前項の報酬の額の合計額は、一日につき五万五千円を超えないことができる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(報酬) 第九条 委員等の報酬の額は、日額九千八百円とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員等が著しく困難な業務に従事する場合その他の特別の事情により第一項の報酬の額により難いときは、同項の規定にかかわらず、その報酬の額を、当該業務に従事した時間一時間につき、九千八百円とする。</p> <p>4 前項の報酬は、当該業務に従事した時間に応じて、その都度支給し、第一項の報酬の支給と併せて行うことを妨げない。</p> <p>5 (略)</p>

(大阪府感染症の診査に関する協議会条例の一部改正)

第十七条 大阪府感染症の診査に関する協議会条例(平成十一年大阪府条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬) 第八条 委員の報酬の額は、日額一万五千二百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(報酬) 第八条 委員の報酬の額は、日額八千三百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(大阪府精神保健福祉審議会条例の一部改正)

第十八条 大阪府精神保健福祉審議会条例(昭和四十年大阪府条例第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬) 第七条 委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額一万八千円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(報酬) 第七条 委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額八千三百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(大阪府国民健康保険運営協議会条例の一部改正)

第十九条 大阪府国民健康保険運営協議会条例(平成二十八年大阪府条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で

示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第四条 委員の報酬の額は、日額<u>一万八千円</u>とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第四条 委員の報酬の額は、日額<u>九千八百円</u>とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(大阪府生活衛生適正化審議会条例の一部改正)

第二十条 大阪府生活衛生適正化審議会条例(平成十二年大阪府条例第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第七条 委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額<u>一万五千二百円</u>とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第七条 委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額<u>八千三百円</u>とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(大阪府小売商業紛争調停員の報酬及び費用弁償並びに調停員の求めに応じて出頭した参考人の実費弁償に関する条例の一部改正)

第二十一条 大阪府小売商業紛争調停員の報酬及び費用弁償並びに調停員の求めに応じて出頭した参考人の実費弁償に関する条例(昭和三十四年大阪府条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第二条 調停員の報酬の額は、日額<u>一万五千二百円</u>とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第二条 調停員の報酬の額は、日額<u>八千三百円</u>とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(大阪府環境審議会条例の一部改正)

第二十二條 大阪府環境審議会条例(平成六年大阪府条例第七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p>	<p>(報酬)</p>

<p>第八条 委員、臨時委員及び専門委員の報酬の額は、日額一万八千円とし、幹事の報酬の額は、日額一万四千四百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第八条 委員、臨時委員及び専門委員の報酬の額は、日額九千八百円とし、幹事の報酬の額は、日額六千二百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>
--	--

(大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例の一部改正)

第二十三条 大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例(平成四年大阪府条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第八条 委員及び専門委員の報酬の額は、日額一万八千円とし、幹事の報酬の額は、日額一万四千四百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第八条 委員及び専門委員の報酬の額は、日額九千八百円とし、幹事の報酬の額は、日額六千二百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(大阪府水防協議会条例の一部改正)

第二十四条 大阪府水防協議会条例(平成十二年大阪府条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第六条 委員の報酬の額は、日額一万八千円とし、幹事の報酬の額は、日額一万五千二百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第六条 委員の報酬の額は日額九千八百円とし、幹事の報酬の額は日額八千三百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(大阪府交通安全対策会議条例の一部改正)

第二十五条 大阪府交通安全対策会議条例(昭和四十五年大阪府条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第五条 委員及び特別委員の報酬の額は、日額一万八千円とし、幹事の報酬の額は、日額一万五千二百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第五条 委員及び特別委員の報酬の額は、日額九千八百円とし、幹事の報酬の額は、日額八千三百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(大阪府土地利用審査会条例の一部改正)

第二十六条 大阪府土地利用審査会条例 (昭和四十九年大阪府条例第三十八号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第五条 委員の報酬の額は、日額 <u>一万八千円</u> とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第五条 委員の報酬の額は、日額 <u>九千八百円</u> とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(大阪府事業認定審議会条例の一部改正)

第二十七条 大阪府事業認定審議会条例 (平成十四年大阪府条例第七十九号) の

一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第六条 委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額 <u>一万八千円</u> とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第六条 委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額 <u>九千八百円</u> とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(大阪府建築審査会条例の一部改正)

第二十八条 大阪府建築審査会条例 (昭和二十五年大阪府条例第八十四号) の一

部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第六条 委員の報酬の額は、日額 <u>一万八千円</u> とする。</p> <p>2―6 (略)</p>	<p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第六条 委員の報酬の額は、日額 <u>九千八百円</u> とする。</p> <p>2―6 (略)</p>

(大阪府開発審査会条例の一部改正)

第二十九条 大阪府開発審査会条例 (昭和四十四年大阪府条例第三十六号) の一

部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前

<p>(報酬)            第五条 委員の報酬の額は、日額一万八千円とする。            2・3 (略)</p>	<p>(報酬)            第五条 委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。            2・3 (略)</p>
--	--

(大阪府都市計画審議会条例の一部改正)

第三十条 大阪府都市計画審議会条例（昭和四十四年大阪府条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)            第七条 委員等の報酬の額は、日額一万八千円とする。            2・3 (略)</p>	<p>(報酬)            第七条 委員等の報酬の額は、日額九千八百円とする。            2・3 (略)</p>

(大阪府国土利用計画審議会条例の一部改正)

第三十一条 大阪府国土利用計画審議会条例（昭和四十九年大阪府条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)            第七条 委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の報酬の額は、日額一万八千円とする。            2・3 (略)</p>	<p>(報酬)            第七条 委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の報酬の額は、日額九千八百円とする。            2・3 (略)</p>

(大阪府地方港湾審議会条例の一部改正)

第三十二条 大阪府地方港湾審議会条例（昭和四十九年大阪府条例第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)            第九条 委員、臨時委員及び専門委員の報酬の額は、日額一万八千円とし、幹事の報酬の額は、日額一万四千四百円とする。            2・3 (略)</p>	<p>(報酬)            第九条 委員、臨時委員及び専門委員の報酬の額は、日額九千八百円とし、幹事の報酬の額は、日額六千二百円とする。            2・3 (略)</p>

(大阪府スポーツ推進審議会条例の一部改正)

第三十三條 大阪府スポーツ推進審議会条例（昭和三十七年大阪府条例第六号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第八条 委員等の報酬の額は、日額一万五千二百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第八条 委員等の報酬の額は、日額八千三百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(大阪府社会教育委員条例の一部改正)

第三十四條 大阪府社会教育委員条例（昭和三十四年大阪府条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第四条 委員の報酬の額は、日額一万五千二百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第四条 委員の報酬の額は、日額八千三百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(大阪府教育職員免許状再授与審査会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第三十五條 大阪府教育職員免許状再授与審査会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和七年大阪府条例第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第二条 委員の報酬の額は、日額一万八千円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第二条 委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(大阪府文化財保護審議会条例の一部改正)

第三十六條 大阪府文化財保護審議会条例（昭和五十年大阪府条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前

<p>(報酬)          第六条 委員の報酬の額は、日額 <u>一万五千二百円</u> とする。          2・3 (略)</p>	<p>(報酬)          第六条 委員の報酬の額は、日額 <u>八千三百円</u> とする。          2・3 (略)</p>
---	---

(大阪府私立学校審議会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)  
 第二十七条 大阪府私立学校審議会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和二十五年大阪府条例第十七号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)          第二条 委員の報酬の額は、日額 <u>一万五千二百円</u> とする。          2・3 (略)</p>	<p>(報酬)          第二条 委員の報酬の額は、日額 <u>八千三百円</u> とする。          2・3 (略)</p>

(大阪府立図書館協議会条例の一部改正)  
 第三十八条 大阪府立図書館協議会条例 (昭和二十七年大阪府条例第四十二号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)          第七条 委員の報酬の額は、日額 <u>一万五千二百円</u> とする。          2・3 (略)</p>	<p>(報酬)          第七条 委員の報酬の額は、日額 <u>八千三百円</u> とする。          2・3 (略)</p>

(大阪府警察署協議会条例の一部改正)  
 第三十九条 大阪府警察署協議会条例 (平成十三年大阪府条例第八号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)          第五条 委員の報酬の額は、日額 <u>一万五千二百円</u> とする。          2・3 (略)</p>	<p>(報酬)          第五条 委員の報酬の額は、日額 <u>八千三百円</u> とする。          2・3 (略)</p>

## 附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>一 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)又は保育士(法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 九 (略)</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>一 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)又は保育士(児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 九 (略)</p>

(大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p>

三 児童指導員及び保育士（法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）次に掲げる員数

イ一ハ（略）

四一六（略）

2一4（略）

三 児童指導員及び保育士（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）次に掲げる員数

イ一ハ（略）

四一六（略）

2一4（略）

（大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成十八年大阪府条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（職員の資格等）</p> <p>第六条 第四条第一項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満三歳未満の子どもの保育に直接従事する者は、保育士（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の二十九に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）（以下「旧国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）の資格を有する者でなければならない。</p> <p>2一6（略）</p> <p>（虐待等の禁止）</p> <p>第二十二条の二 認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法第三十二条の十第一項各号（幼稚園型認定こども園にあつては、学校教育法第二十八条第二項において準用する法第二十七条の二第一項各号）に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>（職員）</p> <p>第三十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>備考（略）</p>	<p>（職員の資格等）</p> <p>第六条 第四条第一項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満三歳未満の子どもの保育に直接従事する者は、保育士（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）（以下「旧国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）の資格を有する者でなければならない。</p> <p>2一6（略）</p> <p>（虐待等の禁止）</p> <p>第二十二条の二 認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十二条の十第一項各号（幼稚園型認定こども園にあつては、学校教育法第二十八条第二項において準用する法第二十七条の二第一項各号）に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>（職員）</p> <p>第三十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>備考（略）</p>

1	この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項（旧国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する場合を含む。）又は児童福祉法第十八条の二十八第一項の登録（以下備考1において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。
2	1-4 (略)
4	1-7 (略)

1	この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項（旧国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する場合を含む。）の登録（以下備考1において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。
2	1-4 (略)
4	1-7 (略)

（大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）  
 第四条 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（十人以上の乳幼児を入所させる乳児院の職員）            第二十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第二号に掲げる看護師は、保育士（法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。附則第八項、附則第十八項及び附則第十九項を除き、以下同じ。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもつてこれに代えることができる。ただし、十人の乳幼児が入所する乳児院にあつては二人以上、十人を超える乳幼児が入所する乳児院にあつては乳幼児の数がおおむね十人増すごとに一を加えた数以上の看護師を置かなければならない。</p> <p>4 1-6 (略)</p>	<p>（十人以上の乳幼児を入所させる乳児院の職員）            第二十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第二号に掲げる看護師は、保育士（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。附則第八項、附則第十八項及び附則第十九項を除き、以下同じ。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもつてこれに代えることができる。ただし、十人の乳幼児が入所する乳児院にあつては二人以上、十人を超える乳幼児が入所する乳児院にあつては乳幼児の数がおおむね十人増すごとに一を加えた数以上の看護師を置かなければならない。</p> <p>4 1-6 (略)</p>

（大阪府一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）  
 第五条 大阪府一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和七年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 保育士(法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)</p> <p>五―九 (略)</p> <p>2―4 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 保育士(児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)</p> <p>五―九 (略)</p> <p>2―4 (略)</p>

(大阪府福祉行政事務手数料条例の一部改正)

第六条 大阪府福祉行政事務手数料条例(平成十二年大阪府条例第七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(納入義務者及び金額)</p> <p>第二条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下この条において「法」という。)、児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)(以下「旧国家戦略特別区域法」という。)、児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号。以下この条において「令」という。)、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和七年政令第三百三十七号)附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第十条の規定による改正前の国家戦略特別区域法施行令(平成二十六年政令第九十九号)(以下「旧国家戦略特別区域法施行令」という。))及び児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号。以下この条において「規則」という。))に基づく事務に関し、次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項</th> <th style="width: 70%;">区分</th> <th style="width: 20%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一</td> <td>法第十八条の八第二項の保育士試験を受けようとする者</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二</td> <td>法第十八条の八第三項の保育士登録を受けようとする者</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項	区分	金額	一	法第十八条の八第二項の保育士試験を受けようとする者	(略)	二	法第十八条の八第三項の保育士登録を受けようとする者	(略)	<p>(納入義務者及び金額)</p> <p>第二条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)(以下「旧国家戦略特別区域法」という。)、児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和七年政令第三百三十七号)附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第十条の規定による改正前の国家戦略特別区域法施行令(平成二十六年政令第九十九号)(以下「旧国家戦略特別区域法施行令」という。))及び児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)に基づく事務に関し、次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項</th> <th style="width: 70%;">区分</th> <th style="width: 20%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一</td> <td>児童福祉法第十八条の八第二項の保育士試験を受けようとする者</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二</td> <td>児童福祉法第十八条の八第三項の保育士登録を受けようとする者</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項	区分	金額	一	児童福祉法第十八条の八第二項の保育士試験を受けようとする者	(略)	二	児童福祉法第十八条の八第三項の保育士登録を受けようとする者	(略)
項	区分	金額																	
一	法第十八条の八第二項の保育士試験を受けようとする者	(略)																	
二	法第十八条の八第三項の保育士登録を受けようとする者	(略)																	
項	区分	金額																	
一	児童福祉法第十八条の八第二項の保育士試験を受けようとする者	(略)																	
二	児童福祉法第十八条の八第三項の保育士登録を受けようとする者	(略)																	

三	法第十八条の二十八第一項の地域限定保育士試験を受けようとする者	三〇三
四	法第十八条の二十八第二項の地域限定保育士登録を受けようとする者	四〇三
五	旧国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において読み替えて準用する法第十八条の十八第三項の国家戦略特別区域限定保育士の登録を受けようとする者	(略)
六	令第十七条第一項の保育士登録証の書換え交付を受けようとする者	(略)
七	令第十八条第一項の保育士登録証の再交付を受けようとする者	(略)
八	令第二十条の六において読み替えて準用する令第十七条第一項の保育士登録証の書換え交付を受けようとする者	一〇三
九	令第二十条の六において読み替えて準用する令第十八条第一項の保育士登録証の再交付を受けようとする者	一〇三
十	旧国家戦略特別区域法施行令第九条において読み替えて準用する令第十七条第一項の国家戦略特別区域限定保育士登録証の書換え交付を受けようとする者	(略)
十一	旧国家戦略特別区域法施行令第九条において準用する令第十八条第一項の国家戦略特別区域限定保育士登録証の再交付を受けようとする者	(略)
十二	規則第六条の十一の二の規定による保育士試験の全部の免除の申請をしようとする者	(略)
十三	規則第六条の五十四において読み替えて準用する規則第六条の十一の二の規定による地域限定保育士試験の全部の免除の申請をしようとする者	一〇四

2 法第十八条の九第一項の規定により知事が保育士試験の実施に関する事務を行わせること

三	旧国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八条の十八第三項の国家戦略特別区域限定保育士登録を受けようとする者	(略)
四	児童福祉法施行令第十七条第一項の保育士登録証の書換え交付を受けようとする者	(略)
五	児童福祉法施行令第十八条第一項の保育士登録証の再交付を受けようとする者	(略)
六	旧国家戦略特別区域法施行令第九条において読み替えて準用する児童福祉法施行令第十七条第一項の国家戦略特別区域限定保育士登録証の書換え交付を受けようとする者	(略)
七	旧国家戦略特別区域法施行令第九条において準用する児童福祉法施行令第十八条第一項の国家戦略特別区域限定保育士登録証の再交付を受けようとする者	(略)
八	児童福祉法施行規則第六条の十一の二の規定による保育士試験の全部の免除の申請をしようとする者	(略)

2 児童福祉法第十八条の九第一項の規定により知事が保育士試験の実施に関する事務を行

ととした者（以下この条において「指定試験機関」という。）が行う保育士試験を受けようとする者又は保育士試験の全部の免除の申請をしようとする者は、前項の表一の項又は十二の項に定める金額の手数料を当該指定試験機関に納付しなければならない。

3) 法第十八条の三十二第一項の規定により知事が地域限定保育士試験の実施に関する事務を行わせることとした者（以下この条において「指定地域試験機関」という。）が行う地域限定保育士試験を受けようとする者又は地域限定保育士試験の全部の免除の申請をしようとする者は、第一項の表三の項又は十三の項に定める金額の手数料を当該指定地域試験機関に納付しなければならない。

4) 前二項の規定により指定試験機関又は指定地域試験機関に納付された手数料は、当該指定試験機関又は指定地域試験機関の収入とする。

わせることとした者（以下この条において「指定試験機関」という。）が行う保育士試験を受けようとする者又は保育士試験の全部の免除の申請をしようとする者は、前項の表一の項又は八の項に定める金額の手数料を当該指定試験機関に納付しなければならない。

3) 前項の規定により指定試験機関に納付された手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府立学校条例及び大阪府教育センター条例の一部を改正する条例

(大阪府立学校条例の一部改正)

第一条 大阪府立学校条例(平成二十四年大阪府条例第八十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第二十二条 (略) 一 (略) 二 高等学校 九、〇七一人 三 特別支援学校 五、六九七人	第二十二条 (略) 一 (略) 二 高等学校 九、二五二人 三 特別支援学校 五、五三〇人

第二条 大阪府立学校条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
別表第二(第三条関係) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大阪府教育センター附属高等学校</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大阪府教育センター附属高等学校窓明分校</td> <td>同</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> 備考 大阪府教育センター附属高等学校及び大阪府教育センター附属高等学校窓明分校は、大阪府教育センターとの関係及び協力の下に教育活動を行うものとする。	名 称	位 置	(略)	(略)	大阪府教育センター附属高等学校	(略)	大阪府教育センター附属高等学校窓明分校	同	(略)	(略)	別表第二(第三条関係) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大阪府教育センター附属高等学校</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> 備考 大阪府教育センター附属高等学校は、大阪府教育センターとの関係及び協力の下に教育活動を行うものとする。	名 称	位 置	(略)	(略)	大阪府教育センター附属高等学校	(略)	(略)	(略)
名 称	位 置																		
(略)	(略)																		
大阪府教育センター附属高等学校	(略)																		
大阪府教育センター附属高等学校窓明分校	同																		
(略)	(略)																		
名 称	位 置																		
(略)	(略)																		
大阪府教育センター附属高等学校	(略)																		
(略)	(略)																		

第三条 大阪府立学校条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前														
別表第二(第三条関係) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大阪府立守口東高等学校</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	(略)	(略)	大阪府立守口東高等学校	(略)	別表第二(第三条関係) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大阪府立守口東高等学校</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大阪府立門真西高等学校</td> <td>門真市柳田町</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	(略)	(略)	大阪府立守口東高等学校	(略)	大阪府立門真西高等学校	門真市柳田町
名 称	位 置														
(略)	(略)														
大阪府立守口東高等学校	(略)														
名 称	位 置														
(略)	(略)														
大阪府立守口東高等学校	(略)														
大阪府立門真西高等学校	門真市柳田町														

(略)	(略)	(略)	(略)
大阪府立金剛高等学校	(略)	大阪府立金剛高等学校	(略)
(略)	(略)	大阪府立懐風館高等学校	羽曳野市大黒
備考 (略)	(略)	備考 (略)	(略)

(大阪府教育センター条例の一部改正)

第四条 大阪府教育センター条例（昭和三十七年大阪府条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(事業) 第二条 (略) 一―四 (略) 五 大阪府教育センター附属高等学校及び大阪府教育センター附属高等学校窓明分校との関係及び協力に関すること。 六 (略)	(事業) 第二条 (略) 一―四 (略) 五 大阪府教育センター附属高等学校との関係及び協力に関すること。 六 (略)

#### 附 則

この条例中第一条の規定は令和八年四月一日から、第二条から第四条までの規定は規則で定める日から施行する。

大阪府条例第 号

府費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

府費負担教職員定数条例（昭和二十七年大阪府条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(府費負担教職員の定数) 第二条 (略) 一 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) <u>一八、七〇七人</u> 二 中学校(義務教育学校の後期課程を含む。) <u>一〇、四六七人</u> 三 (略)	(府費負担教職員の定数) 第二条 (略) 一 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) <u>一八、三六八人</u> 二 中学校(義務教育学校の後期課程を含む。) <u>一〇、一八五人</u> 三 (略)

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。